

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月30日

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(注)
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)
(注)平成28年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)は、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)に変更した。以下同じ。

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アーロン通り 287-289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
コクサイ・ケイマン・トラスト
- 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
- 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(Kokusai Cayman Trust
- USD-denominated USD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open
- AUD-denominated AUD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
(イ)米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
100億アメリカ合衆国ドル(約1兆2,087億円)を上限とする。
(ロ)豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
107億オーストラリア・ドル(約9,166億円)を上限とする。
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびオーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成28年1月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場(同日午後零時30分頃公表)の仲値(1米ドル=120.87円および1豪ドル=85.66円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成28年３月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いていますので、訂正前の換算レートとは異なっています。

２【訂正の内容】

(１) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容＊と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 第15 ファンド情報 ファンドの状況 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別及び地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加・更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第31 ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第11 特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項		(3) その他	追加
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

＊ 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

１ ファンドの運用状況

コクサイ・ケイマン・トラスト - 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(Kokusai Cayman Trust - USD-denominated USD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open)（以下「米ドル建 米ドルヘッジ」ということがある。）およびコクサイ・ケイマン・トラスト - 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン (Kokusai Cayman Trust - AUD-denominated AUD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open)（以下「豪ドル建 豪ドルヘッジ」ということがあり、米ドル建 米ドルヘッジおよび豪ドル建 豪ドルヘッジを個別にまたは総称して「サブ・ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）投資状況

資産別及び地域別の投資状況

<米ドル建 米ドルヘッジ>

（平成28年４月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	32,277,360.76	95.79
現金・その他の資産（負債控除後）		1,418,711.76	4.21
合計（純資産価額）		33,696,072.52 (約3,698百万円)	100.00

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

（平成28年４月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (オーストラリア・ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	15,575,829.12	99.35
現金・その他の資産（負債控除後）		101,803.09	0.65
合計（純資産価額）		15,677,632.21 (約1,308百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下、別段の記載がない限り同じ。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成28年４月28日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売相場（同日午後零時３分頃公表）の仲値（１米ドル＝109.75円および１豪ドル＝83.40円）による。

（注３）コクサイ・ケイマン・トラスト（Kokusai Cayman Trust）（以下「ファンド」という。）およびサブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、米ドル建 米ドルヘッジの受益証券は米ドル建、豪ドル建 豪ドルヘッジの受益証券は豪ドル建であるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは豪ドルをもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

（ ）投資有価証券の主要銘柄

<米ドル建 米ドルヘッジ>

（平成28年４月末日現在）

順位	銘柄名	国名	種類	数量（口）	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1.	コクサイ・トラスト - ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド 米ドル建 米ドルヘッジクラス	ケイマン諸島	投資信託	307,462	119.78	36,826,517.93	104.98	32,277,360.76	95.79

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

（平成28年４月末日現在）

順位	銘柄名	国名	種類	数量（口）	簿価（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1.	コクサイ・トラスト - ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	ケイマン諸島	投資信託	142,323	116.92	16,640,321.97	109.44	15,575,829.12	99.35

<参考情報>

コクサイ・トラスト - ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）の組入上位銘柄

（平成28年４月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	種類	業種	投資比率（％）
1.	株式会社村田製作所	日本	普通株式	工業	3.99
2.	K D D I 株式会社	日本	普通株式	通信	3.72
3.	株式会社キーエンス	日本	普通株式	工業	3.69
4.	ヤフー株式会社	日本	普通株式	通信	3.24
5.	株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	日本	普通株式	金融	2.88
6.	旭化成株式会社	日本	普通株式	素材	2.88
7.	オリックス株式会社	日本	普通株式	金融	2.86
8.	株式会社ＮＴＴドコモ	日本	普通株式	通信	2.74
9.	株式会社三井住友フィナンシャルグループ	日本	普通株式	金融	2.61
10.	日本たばこ産業株式会社	日本	普通株式	非耐久消費財	2.58
11.	野村不動産ホールディングス株式会社	日本	普通株式	金融	2.51
12.	ソフトバンクグループ株式会社	日本	普通株式	通信	2.48
13.	浜松ホトニクス株式会社	日本	普通株式	工業	1.96
14.	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	日本	普通株式	金融	1.95
15.	株式会社西武ホールディングス	日本	普通株式	工業	1.95
16.	シスメックス株式会社	日本	普通株式	非耐久消費財	1.78
17.	株式会社デンソー	日本	普通株式	耐久消費財	1.64
18.	三菱電機株式会社	日本	普通株式	工業	1.61
19.	川崎重工業株式会社	日本	普通株式	工業	1.60
20.	株式会社良品計画	日本	普通株式	耐久消費財	1.58
21.	株式会社ＩＨＩ	日本	普通株式	工業	1.54

22.	株式会社トプコン	日本	普通株式	非耐久消費財	1.52
23.	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	日本	普通株式	非耐久消費財	1.51
24.	ＳＭＣ株式会社	日本	普通株式	工業	1.46
25.	株式会社クボタ	日本	普通株式	工業	1.37
26.	日産自動車株式会社	日本	普通株式	耐久消費財	1.27
27.	三浦工業株式会社	日本	普通株式	工業	1.24
28.	サイバーダイン株式会社	日本	普通株式	非耐久消費財	1.24
29.	ＳＢＩホールディングス株式会社	日本	普通株式	通信	1.21
30.	日揮株式会社	日本	普通株式	工業	1.20

（注１）業種については、ブルームバーグ・インダストリー・セクターに基づいて記載している。

（注２）投資比率とは、投資先ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（ ）投資不動産物件

該当事項なし（平成28年４月末日現在）。

（ ）その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（平成28年４月末日現在）。

(２) 運用実績

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

純資産の推移

平成28年４月末日前１年間に於ける各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	純資産価額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成27年５月末日	49,278,292.08	5,408,292,556	0.012937	1.4198
６月末日	51,631,264.79	5,666,531,311	0.012574	1.3800
７月末日	49,924,031.64	5,479,162,472	0.012457	1.3672
８月末日	44,712,710.56	4,907,219,984	0.011411	1.2524
９月末日	40,363,459.59	4,429,889,690	0.010327	1.1334
10月末日	40,743,629.36	4,471,613,322	0.010467	1.1488
11月末日	41,050,986.65	4,505,345,785	0.010730	1.1776
12月末日	39,380,737.12	4,322,035,899	0.010527	1.1553
平成28年１月末日	36,076,412.93	3,959,386,319	0.009559	1.0491
２月末日	32,370,048.59	3,552,612,833	0.008642	0.9485
３月末日	33,938,437.36	3,724,743,500	0.009112	1.0000
４月末日	33,696,072.52	3,698,143,959	0.009203	1.0100

(注) 上記「純資産価額」および「１口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産価額および１口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合がある。以下同じ。

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	純資産価額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成27年５月末日	11,976,817.10	998,866,546	0.013064	1.0895
６月末日	11,763,910.42	981,110,129	0.012696	1.0588
７月末日	11,560,102.92	964,112,584	0.012569	1.0483
８月末日	11,188,274.15	933,102,064	0.011459	0.9557
９月末日	12,592,355.00	1,050,202,407	0.010312	0.8600
10月末日	13,265,469.36	1,106,340,145	0.010470	0.8732
11月末日	14,146,057.75	1,179,781,216	0.010749	0.8965
12月末日	14,567,038.37	1,214,891,000	0.010551	0.8800
平成28年１月末日	14,917,680.55	1,244,134,558	0.009549	0.7964
２月末日	14,073,288.79	1,173,712,285	0.008620	0.7189
３月末日	14,792,713.47	1,233,712,303	0.009092	0.7583
４月末日	15,677,632.21	1,307,514,526	0.009210	0.7681

< 参考情報 >

純資産価額および１口当たり純資産価格の推移（平成26年２月19日～平成28年４月末日）



分配の推移

下記期間における１口当たり分配金の額（課税前）は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	米ドル	円
平成27年５月１日～平成28年４月末日	0.000896	0.0983

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	豪ドル	円
平成27年５月１日～平成28年４月末日	0.000898	0.0749

<参考情報>

米ドル建 米ドルヘッジ

(1口当たり、課税前)

	米ドル
第1会計年度 (2014年2月19日～2014年9月末日)	該当事項なし
第2会計年度 (2014年10月1日～2015年9月末日)	0.000080
2014年10月	0.000080
2015年10月	0.000896
直近1年間累計	0.000896
設定来累計	0.000976

豪ドル建 豪ドルヘッジ

(1口当たり、課税前)

	豪ドル
第1会計年度 (2014年2月19日～2014年9月末日)	該当事項なし
第2会計年度 (2014年10月1日～2015年9月末日)	0.000160
2014年10月	0.000160
2015年10月	0.000898
直近1年間累計	0.000898
設定来累計	0.001058

（注）直近１年間累計とは、平成27年５月１日から平成28年４月末日までの期間における１口当たり分配金の累計額であり、設定来累計とは、運用開始日である平成26年２月19日から平成28年４月末日までの期間における１口当たり分配金の累計額である。

収益率の推移

下記期間における収益率は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	収益率（注）
平成27年５月１日～平成28年４月末日	- 17.59%

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	収益率
平成27年５月１日～平成28年４月末日	- 18.09%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝平成28年４月末日現在の１口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b＝平成27年４月末日現在の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

<参考情報>



（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝各暦年末現在の課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格

b＝当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格（ただし、2014年の場合は当初発行価格（米ドル建 米ドルヘッジについては１口当たり0.01米ドル、また豪ドル建 豪ドルヘッジについては１口当たり0.01豪ドル））

（注２）2014年については、２月19日（運用開始日）から12月末日までの収益率を記載しており、また2016年については、１月１日から４月末日までの収益率を記載している。

（注３）サブ・ファンドにベンチマークはない。

２ 販売及び買戻しの実績

平成28年４月末日前１年間における販売および買戻しの実績、ならびに平成28年４月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
平成27年５月１日～ 平成28年４月末日	1,597,837,312 (1,597,837,312)	1,698,218,271 (1,698,218,271)	3,661,495,119 (3,661,495,119)

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
平成27年５月１日～ 平成28年４月末日	1,044,263,908 (1,044,263,908)	283,811,270 (283,811,270)	1,702,198,601 (1,702,198,601)

（注）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

３ ファンドの経理状況

（Ａ）コクサイ・ケイマン・トラスト - 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン

- a．サブ・ファンドの日本文の中間財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。サブ・ファンドの日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第４項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成28年４月28日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場（同日午後零時３分頃公表）の仲値（１米ドル＝109.75円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

コクサイ・ケイマン・トラスト -
米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

資産負債計算書

2016年3月31日現在(未監査)

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資(原価:37,416,586米ドル)	32,461,767	3,562,679
現金	1,604,041	176,043
未収金:		
サブ・ファンド受益証券売却	324,153	35,576
投資有価証券売却	120,154	13,187
その他の資産	2,906	319
資産合計	34,513,021	3,787,804
負債		
未払金:		
投資有価証券購入	317,670	34,864
サブ・ファンド受益証券買戻し	121,932	13,382
未払販売報酬	57,471	6,307
未払投資顧問報酬	28,735	3,154
未払印刷費用	12,704	1,394
未払保管報酬	10,308	1,131
未払専門家報酬	9,268	1,017
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	7,426	815
未払代行協会員報酬	4,105	451
未払管理報酬	3,284	360
未払受託報酬	1,681	184
負債合計	574,584	63,061
純資産	33,938,437	3,724,743
純資産		
米ドル建 米ドルヘッジクラス	33,938,437	3,724,743
発行済受益証券口数		
米ドル建 米ドルヘッジクラス	3,724,695,414 口	
受益証券1口当たり純資産価格	米ドル	円
米ドル建 米ドルヘッジクラス	0.009112	1.0000

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
損益計算書
2016年３月31日までの６か月間（未監査）

	米ドル	千円
費用		
販売報酬	131,380	14,419
投資顧問報酬	65,690	7,209
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	24,439	2,682
保管報酬	19,506	2,141
専門家報酬	13,904	1,526
印刷費用	12,704	1,394
代行協会員報酬	9,384	1,030
管理報酬	7,507	824
受託報酬	5,014	550
登録費用	299	33
費用合計	289,827	31,809
投資純損失	(289,827)	(31,809)
実現および未実現評価利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドの売却	204,194	22,410
実現純利益	204,194	22,410
未実現評価益（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	(987,029)	(108,326)
未実現評価損の純変動	(987,029)	(108,326)
実現および未実現純損失	(782,835)	(85,916)
運用による純資産の純減少	(1,072,662)	(117,725)

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）
 純資産変動計算書
 2016年３月31日までの６か月間（未監査）

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加（減少）		
投資純損失	(289,827)	(31,809)
実現純利益	204,194	22,410
未実現評価損の純変動	(987,029)	(108,326)
運用による純資産の純減少	(1,072,662)	(117,725)
受益者への分配	(3,485,033)	(382,482)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(1,825,612)	(200,361)
純資産の純減少	(6,383,307)	(700,568)
純資産		
期首	40,321,744	4,425,311
期間末	33,938,437	3,724,743
米ドル建 米ドルヘッジクラス		
サブ・ファンドの受益証券取引		
受益証券口数		
発行	347,560,340 □	
買戻し	(527,221,289) □	
受益証券口数の純変動	(179,660,949) □	
金額	米ドル	千円
発行	3,343,752	366,977
買戻し	(5,169,364)	(567,338)
サブ・ファンドの受益証券取引による純減少	(1,825,612)	(200,361)

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
財務ハイライト
2016年３月31日までの６か月間（未監査）

受益証券１口当たりデータ（要約）

	米ドル建 米ドルヘッジクラス	
	米ドル	円
期首１口当たり純資産価格	0.010327	1.1334
投資純損失 [±]	(0.000076)	(0.0083)
投資による実現および未実現純損失	(0.000243)	(0.0267)
投資運用による損失合計	(0.000319)	(0.0350)
受益者への分配	(0.000896)	(0.0983)
期間末１口当たり純資産価格	0.009112	1.0000
トータル・リターン [*]	(3.78) %	
期間末純資産	33,938,437	3,724,743,461
平均純資産に対する費用比率 ^{**}	1.51 %	
平均純資産に対する投資損失比率 ^{**}	(1.51) %	

[±] 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

^{*} トータル・リターンは、再投資された分配金の影響を踏まえたものである。１年未満の期間については年率換算されていない。

^{**} 専門家報酬、印刷費用および登録費用を除き、１年未満の期間については年率換算されている。

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2016年３月31日現在（未監査）

１．組織

米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年８月３日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年８月３日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。サブ・ファンドは、2014年２月19日に運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラスト（以下「投資先ファンド」という。）のシリーズの一つであるジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの米ドル建 米ドルヘッジクラスへの投資を通じて、信託財産の成長を目指すことである。投資先ファンドは、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等（同様の金融商品を含む。）に投資する。サブ・ファンドは、資産のほぼすべてを投資先ファンドに投資することにより、投資目的の達成を追求する。したがって、サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態で構成されている。本書中のこれに反する記載に関わらず、サブ・ファンドまたは受益者の利益になると判断される場合、サブ・ファンドの資産が株式および確定利付証券を含むその他の有価証券に投資されることがある。

サブ・ファンドは、ＡＳＣ 946における指針の解釈に基づく投資会社としての定義に合致している。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（旧国際投信投資顧問株式会社）（以下「投資顧問会社」という。）である。

２．重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2015年10月１日から2016年３月31日までの期間を反映している。以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日（(1) ロンドン、ニューヨークおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）および管理会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。サブ・ファンドの純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）によって、各営業日の営業終了時点において小数第６位まで四捨五入して計算される。

(B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下の通りである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３ - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定には、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に積極的に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2016年３月31日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル１およびレベル２インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社に特化した会計指針に従って１口当たり純資産価格を計算する投資先ファンドに対する投資の公正価値の見積りのためにＵ．Ｓ．ＧＡＡＰの下で権威ある指針に従う。したがって、サブ・ファンドが投資の１口当たり純資産価格が公正価値を示すと決定した場合、サブ・ファンドは、さらなる調整を行っていない当該投資の１口当たり純資産価格（またはそれと同等のもの。）を使用して投資会社に対する投資の公正価格を計上する（以下「現実的手段」という。）。当該指針は、報告事業体の測定日現在、投資会社に特化した会計指針に従って投資の１口当たり純資産価格を決めた場合のみサブ・ファンドが現実的

手段を用いることを許容する。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル１またはレベル２に分類される。

ＯＴＣデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な外国為替予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうちインプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらのＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

以下は、2016年３月31日現在、評価ヒエラルキーの範囲内で項目ごとおよびレベルごとに資産負債計算書に計上された金融商品を示す。*

投資対象：	同一の投資対象 の活発な市場に おける（未調整 の）公表価格 （レベル１）	重要なその他の 観察可能な インプット （レベル２）	重要な 観察不能な インプット （レベル３）	2016年３月31日 現在の公正価値
投資先ファンドへの投資				
ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（コクサイ・トラストのサブ・ファンド）- 米ドル建 米ドルヘッジクラス	\$ -	\$ 32,461,767	\$ -	\$ 32,461,767
投資先ファンドへの投資合計	\$ -	\$ 32,461,767	\$ -	\$ 32,461,767

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

2016年３月31日に終了した会計期間において、レベル１、レベル２およびレベル３の間で移動はなかった。サブ・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期間末に会計処理を行う。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドの売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、2014年10月以降（または、管理会社が決定するこれより後の年以降）、毎年10月14日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対し、分配の宣言時から起算して５営業日以内に行われる。

2016年３月31日に終了した会計期間に、以下の分配金が宣言され、支払われた。

受益者への分配金	金額
米ドル建 米ドルヘッジクラス	\$ 3,485,033

(F) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの表示通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの表示通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、または投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する２当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替取引を締結することを認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターン強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当期間において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

下表は、サブ・ファンドのデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に要約したものである。

2016年3月31日に終了した会計期間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / (損失)	
外国為替予約取引に係る実現純 (損失)	\$ (919)

サブ・ファンドは、随時、締結される店頭デリバティブおよび為替契約を管理する一定の取引相手方との国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約等のマスター・ネットリング契約の当事者である。マスター契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、サブ・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはサブ・ファンドおよび関連する取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。サブ・ファンドに提供された担保（もしあれば）は、マスター契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、サブ・ファンドの保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、投資有価証券明細表に記載されている。サブ・ファンドが設定した担保（もしあれば）

は、サブ・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定される。2016年3月31日現在、サブ・ファンドが担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

サブ・ファンドに適用ある終了事由は、サブ・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の限界値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれのケースにおいても、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。早期終了を選択するサブ・ファンドの一または複数の取引相手方による決定は、サブ・ファンドの将来のデリバティブ活動に対して影響を及ぼす可能性がある。

３．投資先ファンド

本「３．投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2015年9月30日現在の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2016年3月31日現在の情報と一致している。

3.1. 投資先ファンドの組織

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（以下「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド」という。）は、2009年9月2日に設立されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託（以下「投資先ファンド」という。）のもとで2013年10月3日付補遺信託証書（以下「補遺信託証書」）に従い設立されたサブ・ファンドである。投資先ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラステーズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、2013年10月24日付で運用を開始した。

注記3において、インタートラスト・トラステーズ（ケイマン）リミテッドは、注記1において定義されるサブ・ファンドの受託会社（ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）と区別する目的においてのみ、投資先ファンドの受託会社と称される。

投資先ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改訂済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

現在、投資家に対して13のクラスの受益証券が販売されている。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの運用開始時には、投資家に対し11のクラス（豪ドルクラス、ブラジル・リアルクラス、人民元クラス、ユーロクラス、インドネシア・ルピアクラス、日本円クラス、メキシコ・ペソクラス、ロシア・ルーブルクラス、トルコ・リラクラス、米ドルクラスおよび南アフリカ・ランドクラス）の受益証券が販売されていた。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く各クラスの販売は、日本円で行われる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの販売は、それぞれ豪ドルおよび米ドル建で行われる。また、金利差に相当する為替ヘッジ・プレミアムおよび受益証券クラスの通貨（以下「クラス通貨」という。）の高騰に由来する為替差益を追求するため、日本円クラスを除く各株式クラスは、外国為替予約取引またはノン・デリバラブル・フォワード取引を締結することによる、為替ヘッジ・ポジションを有している。ヘッジ・ポジションを取る場合、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、クレディ・スイス・インターナショナル（以下「為替管理事務代行会社」という。）が提供するヘッジ・オーバーレイ・サービスを利用することに同意する。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（旧国際投信投資顧問株式会社）によって設定された特定の日本の投資信託（三菱ＵＦＪ国際投信株式会社が投資顧問業務を

提供しているケイマン諸島の信託である、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドに対してのみ販売される豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く。)のマスター・ファンドとしてのみ設立されている。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨および表示通貨（以下「機能通貨」という。）は、日本円である。投資先ファンドの受託会社は、任意の運用通貨によるクラスを指定することができる。受益証券の発行および買戻しは、そのクラスの運用通貨で処理され、受益証券１口当たり純資産価格は、当該クラスの運用通貨で計算および値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの運用通貨は、豪ドルであり、豪ドルクラス、ブラジル・レアルクラス、人民元クラス、ユーロクラス、インドネシア・ルピアクラス、日本円クラス、メキシコ・ペソクラス、ロシア・ルーブルクラス、トルコ・リラクラス、米ドルクラスおよび南アフリカ・ランドクラスについては、日本円であり、また、米ドル建 米ドルヘッジクラスについては、米ドルである。2015年９月30日現在、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの運用通貨建の受益証券１口当たり純資産価格は、それぞれ110.9047豪ドルおよび107.3868米ドルであった。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資目的は、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等（これに準じるものを含む。）に投資することにより、信託財産の成長を追求することである。市場の全サイクルを通じて、投資運用会社は、ＴＯＰＩＸ配当込み指数を日本円建で年間1.5%（手数料控除前）上回ることを目指している。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは投資会社であり、米国財務会計基準審議会（ＦＡＳＢ）会計基準編纂書Topic 946「金融サービス - 投資会社」の投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資運用会社は、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「投資運用会社」という。）である。

3.2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの財務書類は、2014年10月1日から2015年9月30日（ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの9月の最終営業日（日本における祝日以外の日であり、かつ、ニューヨーク証券取引所、ならびにニューヨーク、ロンドンおよび日本の銀行が営業を行っている日をいう。）である会計年度末日を指す。）までの期間を反映している。以下は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、投資先ファンドの受託会社の最終的な権限の下、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの全資産の評価を行う。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、毎営業日および投資先ファンドの受託会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されないジャパン・エクイティ・マスター・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。受益証券1口当たり純資産価格は、日本円建てで計算される。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラス（これらの純資産価額は、それぞれ豪ドルおよび米ドル建てで計算される。）の純資産価額は、表示通貨である日本円に換算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、通常、各営業日において計算され、受益証券1口当たり純資産価格は、小数第4位まで四捨五入して調整される。

(B) 証券の評価

純資産価額の計算にあたり、市場相場が容易に入手可能な組入有価証券およびその他の資産は、公正価値で表示される。公正価値は、通常、当該証券の主要な市場である証券取引所における最新の売値に基づいて決定され、売却が報告されていない場合は、相場報告システム、確立したマーケット・メーカーまたは独立したプライシング・サービスから取得された相場に基づき決定される。

市場相場が容易に入手可能ではない証券およびその他の資産は、管理事務代行会社が、投資先ファンドの受託会社の最終的な権限の下で誠実に決定した公正価値により評価される。管理事務代行会社は、市場相場が容易に取得可能ではない場合において証券およびその他の資産を評価するための手法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に取得可能ではない特定の証券または投資は、投資先ファンドの受託会社が確立したガイドラインに従って、他の証券または指標を参照した上で評価することができる。

市場相場は、直近のまたは信用に値する、市場に基づくデータ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値に関する情報、ブローカーによる相場価格）が存在しない場合に、容易に入手可能ではないものとみなされ、関連する市場の取引終了後においてジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの証券または資産の価値に重大な影響を与える事由が発生した場合も含まれる。更に、市場相場は、特別な事情により、当該証券が取引される取引所または市場において終日取引が行われない、またはその他の市場価格が入手できない場合にも、容易に入手可能ではないものとみなされる。管理事務代行会社は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの証券または資産の価値に著しい影響を与える重大な事由の監視、および当該重大な事由に鑑みて該当する証券または資産の価値の再評価の必要性の有無の判断につき責任を負う。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドがその純資産価額の決定のために公正価値を決定する場合、証券の価格は、当該証券が取引される主要な市場における相場ではなく、管理事務代行会社またはその指示の下に行為する者が公正価値を正確に反映していると考えその他の方法により決定される。公正価値の決定には、証券の価値に関する主観的な判断が必要となる。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの方針は、価格決定時の証券の価値を適正に反映した純資産価額の計算を意図したものであるが、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該証券を価格決定時点で売却する場合（例えば、強制的または危殆時における売却等）に、投資先ファンドの受託会社またはその指示の下に行為する者によって決定された公正価値が、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが当該証券について取得することができたであろう価格を正確に反映していることを保証することはできない。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが使用する価格は、当該証券が売却された場合に実現可能であったであろう価値と異なることがあり、両者の差異は、財務書類上重大である場合がある。

公正価値測定

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３ - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定には、投資運用会社による重大な判断が要求される。投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に積極的に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、投資先ファンドの受託会社によって認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資

活発な市場における市場相場に基づき評価され、レベル１に分類される投資には、株式および短期金融証券が含まれる。投資先ファンドの受託会社は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが多額のポジションを有しており、売却が相場価格に合理的に影響を与える場合であっても、当該証券について相場価格の調整を行わない。

活発ではないとみなされる市場において取引されるが、市場相場価格、ディーラーによる相場価格または観察可能なインプットによって裏付けられる代替的な価格決定のための情報源に基づき評価される

投資は、レベル２に分類される。当該投資には、社債、ソブリン債および一部の優先株式が含まれる。レベル２投資には、活発な市場において取引されない、かつ／または譲渡制限の対象となるポジションが含まれているため、非流動性および／または非譲渡可能性を反映する形で評価が調整されることがあり、これらは、通常、入手可能な市場の情報に基づく。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、上場先物契約およびオプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値ヒエラルキーのレベル１またはレベル２に分類される。

ＯＴＣデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、インプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらのＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

下表は、2015年９月30日現在、評価ヒエラルキーの範囲内で項目ごとおよびレベルごとに資産負債計算書に計上された金融商品を示したものである。＊

投資対象＊	同一の投資に係る 活発な市場における 未調整の公表価格 (レベル１)	その他の重大な 観察可能なイン プット (レベル２)	重大な観察不能 なインプット (レベル３)	2015年９月30日 現在の公正価値
普通株式				
航空宇宙／防衛	¥ 626,742,000	¥ -	¥ -	¥ 626,742,000
農業	145,952,500	-	-	145,952,500
自動車製造	509,651,400	-	-	509,651,400
自動車部品および機器	1,113,526,050	-	-	1,113,526,050
銀行	2,507,019,220	-	-	2,507,019,220
建設資材	396,080,000	-	-	396,080,000
化学製品	144,615,000	-	-	144,615,000
商業サービス	227,357,400	-	-	227,357,400
コンピューター	83,452,000	-	-	83,452,000
化粧品／パーソナルケア	31,075,800	-	-	31,075,800
流通／卸売	582,940,470	-	-	582,940,470
各種金融サービス	519,646,480	-	-	519,646,480
電子部品および機器	161,264,200	-	-	161,264,200
電子機器	1,589,219,200	-	-	1,589,219,200
土木建築	199,638,000	-	-	199,638,000
食品	324,462,400	-	-	324,462,400
手工具／工作機械	333,504,000	-	-	333,504,000
健康管理用品	1,101,211,000	-	-	1,101,211,000
住宅建設業	380,938,500	-	-	380,938,500
家財道具	258,668,300	-	-	258,668,300
保険	234,519,600	-	-	234,519,600
インターネット	882,584,400	-	-	882,584,400
鋼鉄	101,336,000	-	-	101,336,000
機械建設および採掘	375,701,100	-	-	375,701,100
各種機械	903,928,500	-	-	903,928,500
金属製造／ハードウェア	80,710,000	-	-	80,710,000
鋳業	168,452,000	-	-	168,452,000
その他の製造業	72,678,600	-	-	72,678,600
オフィス／事務用機器	225,482,400	-	-	225,482,400
製薬	122,589,000	-	-	122,589,000
不動産	780,863,000	-	-	780,863,000
小売業	737,623,200	-	-	737,623,200
半導体	133,837,000	-	-	133,837,000
ソフトウェア	219,393,300	-	-	219,393,300
電気通信	1,159,717,400	-	-	1,159,717,400
玩具／ゲーム／嗜好品	98,294,000	-	-	98,294,000
交通	697,165,100	-	-	697,165,100
短期投資				
定期預金	163,279,058	-	-	163,279,058
投資合計	¥ 18,395,117,578	¥ -	¥ -	¥ 18,395,117,578

金融デリバティブ商品**

資産

外国為替予約取引	¥	-	¥	5,008,591	¥	-	¥	5,008,591
----------	---	---	---	-----------	---	---	---	-----------

負債

外国為替予約取引	¥	-	¥	(76,201,416)	¥	-	¥	(76,201,416)
----------	---	---	---	--------------	---	---	---	--------------

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

** 外国為替予約取引等の金融デリバティブ商品は、商品に係る未実現評価益／（評価損）で評価されている。

2015年9月30日に終了した会計年度において、レベル１、レベル２およびレベル３の間で移動はなかった。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期末に会計処理を行う。

2015年9月30日現在、レベル３のインプットとして評価される証券はなかった。

(C) 証券取引および投資収益

財務報告の目的上、証券取引は取引日において計上される。証券の売却による実現損益は、個別法に基づき報告される。分配収益は、配当落ち日に計上される。ただし、配当落ち日が経過している場合、外国有価証券からの特定の配当金は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが合理的な努力をはらって配当落ち日を確認した後速やかに計上される。投資収益について外国税の還付の有無が不確定の場合、投資収益は、外国税を控除した上で計上される。その他の収益には、定期預金の利息が含まれる。

(D) 分配方針

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、シリーズごとの決議による承認をもって、各クラスにつき分配金（現金または現物による。）の再投資を宣言し、これを手配する。日本円以外の通貨建のクラスについて、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、分配を行う意向を有していない。

分配は、毎月行われ、（ ）純実現キャピタル・ゲイン（ヘッジ・ポジションを含む。）、純未実現キャピタル・ゲインおよび純収益から拠出されたプラスの総額と、（ ）ポートフォリオの分配イールド、純ファンド費用および通貨ヘッジ・プレミアム（費用）に基づく論理的な収益予想（各クラスの純資産合計額により計算される。）のいずれか大きい方に基づき計算される。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、管理事務代行会社が上記のとおり決定するより大きい方の金額につきクラスの各受益者に対して毎月分配を宣言し、当該分配金は、再投資される。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該月に係る分配金を前月の最終営業日または投資先ファンドの受託会社とその単独の裁量において決定するその他の日付（以下「基準日」という。）において宣言し、通常、当該月の最初の営業日（当該日が営業日ではない場合は、翌営業日）または投資先ファンドの受託会社とその単独の裁量において決定するその他の日付（以下「分配日」という。）において、当該分配金を再投資する。各クラスの受益者は、分配金の再投資を選択しているため、関連する分配日において、受益証券が発行される。

2015年9月30日に終了した会計期間について宣言され、かつ、再投資された分配金は以下のとおりである。

受益者への分配	金額
豪ドルクラス	¥ 19,972,651
ブラジル・リアルクラス	130,541,381
人民元クラス	87,977,346
ユーロクラス	3,361,907
インドネシア・ルピアクラス	20,594,762
日本円クラス	429,228,630
メキシコ・ペソクラス	135,818,761
ロシア・ルーブルクラス	447,999,246
トルコ・リラクラス	33,247,615
米ドルクラス	6,677,563,563
南アフリカ・ランドクラス	11,375,807
合計	¥ 7,997,681,669

(E) 現金および外国通貨

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨および報告通貨は、日本円である。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。証券およびデリバティブへの投資に係る外国為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(F) 定期預金

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰の現金残高を翌日物定期預金として、投資運用会社が決定する1または複数の適格な預金受入機関に預託している。当該預金は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(G) 外国為替予約取引

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、または投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格提供会社から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドはリスクにさらされる可

能性がある。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することを認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれから固有のクラスに配分される。2015年９月30日現在の未決済の外国為替予約取引の一覧は、投資有価証券明細表に記載されている。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、開示することを要求している。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、デリバティブ商品をA S C 815に基づくヘッジ商品に指定していない。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現評価益／（評価損）の純変動として損益計算書に反映される。当期において、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2015年９月30日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値
A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク＊	
資産デリバティブ		
外国為替予約取引に係る未実現評価益	¥	5,008,591
負債デリバティブ		
外国為替予約取引に係る未実現（評価損）	¥	(76,201,416)

* 総価額は、資産負債計算書における未決済の外国為替予約取引に係る未実現評価損益の項に記載されている。

2015年９月30日に終了した会計期間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

ＡＳＣ 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益／（損失）	
外国為替予約取引に係る実現純利益	¥ 1,973,355,916
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益／（評価損）の変動	
外国為替予約取引に係る未実現（評価損）の純変動	¥ (189,166,834)

(Ⅰ) 受益証券

2015年９月30日現在、すべての発行済み受益証券は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社により設定された３名の関連する受益者によって保有されていた。当該３名の受益者は、純資産の100％に対して持分を有していた。

受益証券は、純資産価額に基づきプロラタ方式でジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの利益および分配に参加するクラスにつき、以下に記載する終了事由の際の資産に係る範囲において発行される。受益証券は、無額面であり、発行時にその全額が払い込まれなければならない、優先権または先買権は付されていない。管理事務代行会社は、整数または端数の受益証券を発行することができる。

発行

当初払込日以降、各クラスの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の受益証券の１口当たり純資産価格で購入可能となる。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の「指定時刻」（日本円建クラスの場合は東京時間の午後６時、日本円以外の通貨建クラスの場合はルクセンブルク時間の午後１時、または投資先ファンドの受託会社が適切とみなす時刻）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、該当する営業日（当該営業日を含む。）から５営業日目に保管会社により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

投資先ファンドの受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

買戻し

受益者は、毎営業日および投資先ファンドの受託会社はその裁量により決定するその他の日時（以下、それぞれの日を「買戻日」という。）に、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに対して、保有する受益証券のすべてまたは一部について買戻しを請求することができる。受益者は、管理事務代行会社に対して、買戻日の指定時刻までに買戻日現在の受益証券の買戻を請求しなければならない。指定時刻を過ぎて受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

買戻請求には、買戻日、および買戻しを行う受益者の受益証券の割合、受益者の受益証券の具体的な口数または買い戻される受益証券の各通貨での金額のいずれかを明記しなければならない。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが、関連する買戻日またはそれより前に清算を開始した場合、いかなる買戻請求も有効とはならない。買戻価格は、買戻日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格である。投資先ファンドの受託会社の単独の裁量において、またはその受任者により、受益者による買戻しの条件が取消しまたは修正されることがある。

日本円建クラスの買戻金額は、通常、関連する買戻日から４「東京営業日」（東京において銀行が営業している日）以内に日本円で支払われる。日本円以外の通貨建のクラスについては、買戻金額は、通常、関連する買戻日から４営業日以内に各クラスの通貨で支払われる。

譲渡

受益証券の募集は1933年米国証券法（その後の改正を含む。）に基づく登録を受けていないため、各購入者は、申込契約において、当該購入者による受益証券の購入が投資目的であり、当該受益証券の全部または一部の譲渡または処分を意図していない旨の表明保証を行わなければならない。

受益者は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに対して書面による事前の通知を行い、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの書面による事前の同意（ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、その単独かつ絶対的な裁量において当該同意を留保することができる。また、通常、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該同意を付与する意向を有していない。）を取得することなく、自身が保有する受益証券の全部または一部を譲渡またはその他贈与等の方法により処分してはならない。受益者の死亡に伴い譲渡または処分が提案される場合、当該受益者の財産につき適式に授權された代理人による通知を行うことができる。当該通知は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドにとって満足のいく形の法的権限に係る証拠により裏付けられたものでなければならない。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、法律の適用により受益証券の所有権を取得した者により保有される受益証券を強制的に買い戻す権利を有する。

(J) 報酬および費用

投資先ファンドは、自らの費用（会計・事務管理報酬、投資運用報酬、投資先ファンドの受託報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、為替管理事務代行報酬および投資先ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない。）を負担する。これらの報酬は、投資先ファンドへの投資の純資産価額を通じて間接的にサブ・ファンドが負担している。

4．受益証券

2016年３月31日現在、サブ・ファンドにより発行されたすべての受益証券は、単一の関連受益者名義で保有されている。当該受益者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える可能性がある。

(A) 発行

当初払込日以降、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の受益証券１口当たり純資産価格で購入可能となる。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルク時間の午後１時）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、該当する営業日（当該営業日を含む。）から５営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島犯罪収益法（２００８年）（随時改訂される。）および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(B) 買戻し

当初払込日以降、受益者はいずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社は、その単独の裁量により、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

買戻金額の支払は、サブ・ファンドの表示通貨建てで、管理会社が買戻請求を承認した日（同日を含む。）から通常５営業日以内に、保管会社またはその代理人によって行われる。

受益証券の買戻金額は、管理会社が買戻請求を承認した営業日現在の１口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、買戻しを行う受益者に支払われる買戻代金から第三者の費用または源泉徴収税（該当する場合）を控除することができる。買戻しは１口単位で行われなければならない。

５．リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資がその投資家の投資プログラムの全てを占めるものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドにより株式への集中投資が行われることで、サブ・ファンドへの投資が一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資する一つ以上の市場の価格が下がるリスクをいい、市場が急激にかつ予測不能に下降する可能性を含む。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣が選択する証券の運用実績が、同様の投資目的および投資戦略を持つその他のファンドが選択する市場、関連する指数または証券の運用実績を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

投資先ファンドは、主に日本円建の資産に投資する。サブ・ファンドは、米ドル建であるため、為替相場の変動は、サブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。当該リスクは、通常、「為替変動リスク」と呼ばれ、サブ・ファンドの強力な機能通貨が投資家へのリターンを減少させる可能性がある一方、サブ・ファンドの弱い機能通貨が当該リターンを増加させる可能性があることをいう。外国為替変動リスクの軽減を追求するための手段として、日本円建の原資産について、原則として投資先ファンドによって米ドルに対する為替ヘッジ取引が実施される。このため、外国為替相場の変動が投資先ファンドにおけるサブ・ファンドの投資の価値に影響を与えることがある。

(C) 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。

(D) カウンター・パーティーおよびブローカー・リスク

投資先ファンドまたは投資先ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行およびブローカーを含む。）が、財務上の困難および投資先ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、投資先ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとマスター・ネットティング契約を締結することで、カウンター・パーティーの信用リスクに対するエクスポージャーの軽減を試みる。マスター・ネットティング契約は、カウンター・パーティーの信用度が指定されたレベルを超えて低下した時点で、当該契約下で行われた取引のすべてを終了できる権利をサブ・ファンドに与える。マスター・ネットティング契約に基づき、各当事者は、他方当事者の債務不履行があった場合または契約が終了した場合に、当該契約の下で行われた取引のすべてを終了し、各取引に基づき一方当事者が他方当事者に対して支払義務を負う金額を相殺する権利を有する。サブ・ファンドのＯＴＣデリバティブに関連するカウンター・パーティーの信用リスクから発生する最大損失リスクは、一般的に、未実現評価益の総額およびカウンター・パーティーがサブ・ファンドに差し入れた担保を超えるカウンター・パーティーの未払金額である。サブ・ファンドは、最低譲渡規定に従い、カウンター・パーティーのために、ＯＴＣデリバティブに関して、各カウンター・パーティーの未決済のデリバティブ契約における未実現評価益以上の金額の担保の差入れを要求されることがあり、かかる差入れ担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表に特定されている。

(E) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有するサブ・ファンドまたは証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(F) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資する証券その他の商品は、米ドル以外の通貨建てで表示または値付けがなされることがある。このため、外国為替相場の変動がサブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼすことがある。このリスクは、一般的に「通貨リスク」として知られ、サブ・ファンドの弱い機能通貨が投資家への収益を増やす一方で、強力な機能通貨が投資家への収益を減少させることがある。

(G) デリバティブ

サブ・ファンドは、投資をヘッジするまたは利益の増加の追求を目的として、デリバティブ商品を利用することがある。他の種類の金融商品に比べて、デリバティブは、サブ・ファンドのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の変動が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた保有財産の価額変動に合致しないリスクも

伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能かもしくは費用効率が良いという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターン強化のためにデリバティブを利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも大きな上述のリスクにさらされることがある。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

6．保証および補償

サブ・ファンドの設立書類に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する各自の義務の履行により発生する可能性のある債務の補償を受ける。更に、通常の業務において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結する。サブ・ファンドに対して現在発生していないが、将来行われる可能性のある請求が含まれるため、これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは不明である。ただし、サブ・ファンドは、これらの契約に基づく事前の請求または損失を受けてはいない。

7．所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する不動産、およびサブ・ファンドの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益がサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に実質的に関連している場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、権利または賦課金はない。

2016年3月31日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は、時効に係る法令に基づき、2014年会計年度（運用開始年度）から当会計年度までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2014年会計年度（運用開始年度）から2016年3月31日までである。

8．報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、５億米ドルまでの部分について年率0.05%、５億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を受領する権利を有する。管理事務代行会社はまた、毎月3,750米ドルの資産ベースの最低報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。2016年３月31日に終了した６か月間に管理事務代行会社および名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2016年３月31日現在における管理事務代行会社および名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

受託会社は、保管会社との間で保管契約を締結し、保管会社は当該契約について純資産の0.01%から0.05%の範囲内の保管報酬を受領する。保管会社は、毎月400米ドルの最低報酬を受領する。保管会社はまた、専門的な処理に関して取引１件につき10米ドルから150米ドルの範囲内の取引費用も受領する。2016年３月31日に終了した６か月間に保管会社が稼得した報酬、および2016年３月31日現在における保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2016年３月31日に終了した６か月間に受託会社が稼得した報酬、および2016年３月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.35%の料率で年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2016年３月31日に終了した６か月間に投資顧問会社が稼得した報酬、および2016年３月31日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、ファンドに関する資料の配布、純資産価額の公表および日本におけるジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの財務書類の提供に責任を負い、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2016年３月31日に終了した６か月間に代行協会員が稼得した報酬、および2016年３月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、日本法に従い投資家により申し込まれた受益証券取引の完了に責任を負い、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.70%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2016年３月31日に終了した６か月間に日本における販売会社が稼得した報酬、および2016年３月31日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、投資顧問会社の指示に従ってファンド運用サービスおよび投資運用サービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2016年３月31日に終了した６か月間に管理会社が稼得した報酬、および2016年３月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、当局対応手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬が含まれるが、これらに限定されない。

９．関連当事者取引

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2016年３月31日に終了した６か月間に、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で締結された外国為替予約取引において919米ドルの実現純損失があり、損益計算書に開示されている。2016年３月31日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引はなかった。

10．最近の会計についての公表

2016年１月５日、財務会計基準審議会は、ＡＳＵ第2016-01号「金融商品 - 概要（副議題 第825-10号）：金融資産および金融負債の認識および測定」を公表した。この更新は、金融商品の利用者に対して意思決定により有用な情報を提供するための金融商品の報告モデルを強化することを意図しており、金融商品の認識、測定、表示および開示の側面の一部に関連するものである。ＡＳＵは金融資産の信用損失の測定についても関連している。ＡＳＵ第2016-01号は、2017年12月15日以降に始まる会計年度から効力を生じ、これらの会計年度中の中間決算も含まれる。早期の適用は認められる。現時点でこれらの変更が財務諸表に影響を及ぼすことは予想されない。

11．後発事象

受託会社は、2016年５月17日の財務書類の公表日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2016年４月１日から2016年５月17日までに実施された発行金額は、211,349米ドルであり、買戻金額は、775,868米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

[次へ](#)

（２）投資有価証券明細表等

コクサイ・ケイマン・トラスト -
米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

投資有価証券明細表

2016年３月31日現在（未監査）

（通貨：米ドル）

	受益証券口数 (口)	純資産比率 (%)	評価額 (米ドル)
投資先ファンドへの投資 - 95.6%			
ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド (コクサイ・トラストのサブ・ファンド) - 米ドル建 米ドルヘッジクラス	312,975	95.6%	\$ 32,461,767
投資先ファンドへの投資合計 (特定された原価 \$ 37,416,586)		95.6%	\$ 32,461,767
負債を上回る現金およびその他の資産		4.4%	1,476,670
純資産		100.0%	\$ 33,938,437

2016年３月31日現在、サブ・ファンドは、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産の23.69%を所有している。サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の比例持分は、サブ・ファンドの純資産の5%を超過していない。

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

（Ｂ）コクサイ・ケイマン・トラスト - 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン

- a．サブ・ファンドの日本文の中間財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。サブ・ファンドの日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）で表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成28年4月28日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場（同日午後零時3分頃公表）の仲値（1豪ドル＝83.40円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

コクサイ・ケイマン・トラスト -
豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

資産負債計算書

2016年3月31日現在(未監査)

	豪ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資(原価:15,936,404豪ドル)	14,671,632	1,223,614
現金	198,017	16,515
その他の資産	1,744	145
資産合計	<u>14,871,393</u>	<u>1,240,274</u>
負債		
外国為替予約取引に係る未実現評価損	98	8
未払金:		
未払販売報酬	23,869	1,991
未払印刷費用	16,637	1,388
未払投資顧問報酬	11,934	995
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	9,245	771
未払専門家報酬	5,837	487
未払保管報酬	5,649	471
未払受託報酬	2,342	195
未払代行協会員報酬	1,705	142
未払管理報酬	1,364	114
負債合計	<u>78,680</u>	<u>6,562</u>
純資産	<u>14,792,713</u>	<u>1,233,712</u>
純資産		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	14,792,713	1,233,712
発行済受益証券口数		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	1,626,957,501	口
受益証券1口当たり純資産価格	豪ドル	円
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	<u>0.009092</u>	<u>0.7583</u>

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）
 損益計算書

2016年３月31日までの６か月間（未監査）

	豪ドル	千円
費用		
販売報酬	48,700	4,062
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	31,444	2,622
投資顧問報酬	24,350	2,031
専門家報酬	20,721	1,728
保管報酬	18,177	1,516
印刷費用	16,636	1,387
受託報酬	6,965	581
代行協会員報酬	3,479	290
管理報酬	2,783	232
登録費用	367	31
費用合計	173,622	14,480
投資純損失	(173,622)	(14,480)
実現および未実現評価利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドの売却	254,362	21,214
実現純利益	254,362	21,214
未実現評価益（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	(670,277)	(55,901)
外国通貨換算および外国為替予約取引	(98)	(8)
未実現評価損の純変動	(670,375)	(55,909)
実現および未実現純損失	(416,013)	(34,695)
運用による純資産の純減少	(589,635)	(49,176)

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -

豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書

2016年3月31日までの6か月間(未監査)

	豪ドル	千円
運用による純資産の純増加(減少)		
投資純損失	(173,622)	(14,480)
実現純利益	254,362	21,214
未実現評価損の純変動	(670,375)	(55,909)
運用による純資産の純減少	(589,635)	(49,176)
受益者への分配	(1,100,901)	(91,815)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純増加	3,871,216	322,859
純資産の純増加	2,180,680	181,869
純資産		
期首	12,612,033	1,051,844
期間末	14,792,713	1,233,712
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス		
サブ・ファンドの受益証券取引		
受益証券口数		
発行	492,669,458 □	
買戻し	(88,813,630) □	
受益証券口数の純変動	403,855,828 □	
金額	豪ドル	千円
発行	4,732,944	394,728
買戻し	(861,728)	(71,868)
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加	3,871,216	322,859

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）
 財務ハイライト
 2016年３月31日までの６か月間（未監査）

受益証券１口当たりデータ（要約）

	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	
	豪ドル	円
期首１口当たり純資産価格	0.010312	0.8600
投資純損失 [±]	(0.000122)	(0.0102)
投資による実現および未実現純利益	(0.000200)	(0.0167)
投資運用による利益合計	(0.000322)	(0.0269)
受益者への分配	(0.000898)	(0.0749)
期間末１口当たり純資産価格	0.009092	0.7583
トータル・リターン [*]	(3.82) %	
期間末純資産	14,792,713	1,233,712,264
平均純資産に対する費用比率 ^{**}	2.23 %	
平均純資産に対する投資損失比率 ^{**}	(2.23) %	

[±] 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

^{*} トータル・リターンは、再投資された分配金の影響を踏まえたものである。１年未満の期間については年率換算されていない。

^{**} 専門家報酬、印刷費用および登録費用を除き、１年未満の期間については年率換算されている。

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2016年３月31日現在(未監査)

１．組織

豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年８月３日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年８月３日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。サブ・ファンドは、2014年２月19日に運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラスト（以下「投資先ファンド」という。）のシリーズの一つであるジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの豪ドル建 豪ドルヘッジクラスへの投資を通じて、信託財産の成長を目指すことである。投資先ファンドは、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等（同様の金融商品を含む。）に投資する。サブ・ファンドは、資産のほぼすべてを投資先ファンドに投資することにより、投資目的の達成を追求する。したがって、サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態で構成されている。本書中のこれに反する記載に関わらず、サブ・ファンドまたは受益者の利益になると判断される場合、サブ・ファンドの資産が株式および確定利付証券を含むその他の有価証券に投資されることがある。

サブ・ファンドは、ＡＳＣ 946における指針の解釈に基づく投資会社としての定義に合致している。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（旧国際投信投資顧問株式会社）（以下「投資顧問会社」という。）である。

２．重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2015年10月１日から2016年３月31日までの期間を反映している。以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(Ａ) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日（(1) ロンドン、ニューヨークおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）および管理会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬

および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。)によって、各営業日の営業終了時点において小数第6位まで四捨五入して計算される。

(B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、U.S.GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位(レベル1測定)とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位(レベル3測定)としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下の通りである。

- ・レベル1 - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2 - 公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的(すなわち、価格)または間接的(すなわち、価格から派生するもの)に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3 - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット(観察不能なインプット)を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定(リスクの仮定を含む。)のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定には、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に積極的に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2016年3月31日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル1およびレベル2インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社に特化した会計指針に従って1口当たり純資産価格を計算する投資先ファンドに対する投資の公正価値の見積りのためにU.S.GAAPの下で権威ある指針に従う。したがって、サブ・ファンドが投資の1口当たり純資産価格が公正価値を示すと決定した場合、サブ・ファンドは、さらなる調整を行っていない当該投資の1口当たり純資産価格(またはそれと同等のもの。)を使用して投資会社に対する投資の公正価格を計上する(以下「現実的手段」という。)。当該指針は、報告事業体の測定日現在、投資会社に特化した会計指針に従って投資の1口当たり純資産価格を決めた場合のみサブ・ファンドが現実的手段を用いることを許容する。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル１またはレベル２に分類される。

ＯＴＣデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な外国為替予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうちインプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらのＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

以下は、2016年３月31日現在、評価ヒエラルキーの範囲内で項目ごとおよびレベルごとに資産負債計算書に計上された金融商品を示す。*

投資対象*：	同一の投資対象 の活発な市場に おける（未調整 の）公表価格 （レベル1）		重要なその他の 観察可能なイン プット （レベル2）		重要な観察不能 なインプット （レベル3）		2016年3月31日 現在の公正価値
投資先ファンドへの投資							
ジャパン・エクイティ・マスター・ファン ド（コクサイ・トラストのサブ・ファン ド）- 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$	-	\$	14,671,632	\$	-	\$ 14,671,632
投資先ファンドへの投資合計	\$	-	\$	14,671,632	\$	-	\$ 14,671,632
金融デリバティブ商品							
負債							
外国為替予約取引	\$	-	\$	(98)	\$	-	\$ (98)
合計	\$	-	\$	(98)	\$	-	\$ (98)

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

2016年３月31日に終了した会計期間において、レベル１、レベル２およびレベル３の間で移動はなかった。サブ・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期間末に会計処理を行う。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドの売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、2014年10月以降（または、管理会社が決定するこれより後の年以降）、毎年10月14日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2016年3月31日に終了した会計期間に、以下の分配金が宣言され、支払われた。

受益者への分配金	合計
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$ 1,100,901

(F) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの表示通貨および報告通貨は、豪ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの表示通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、または投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替取引を締結することを認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・

ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当期間において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

下表は、サブ・ファンドのデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に要約したものである。

2016年３月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク*
負債デリバティブ	
外国為替予約取引に係る未実現評価損	\$ (98)

* 総価額は、資産負債計算書における未決済の外国為替予約取引に係る未実現評価損益の項に記載されている。

2016年３月31日に終了した会計期間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益／（損失）	
外国為替予約取引に係る実現純（損失）	\$ (1,886)

位置	外国為替リスク
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価損益の変動	
外国為替予約取引に係る未実現（評価損）の純変動	\$ (98)

2016年３月31日に終了した６か月間において、未決済の外国為替予約取引の平均月次元本は、約4,977豪ドルであった。

サブ・ファンドは、随時、締結される店頭デリバティブおよび為替契約を管理する一定の取引相手方との国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約等のマスター・ネットリング契約の当事者である。マスター契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、サブ・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはサブ・ファンドおよび関連する取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。サブ・ファンドに提供された担保（もしあれば）は、マスター契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、サブ・ファンドの保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、投資有価証券明細表に記載されている。サブ・ファンドが設定した担保（もしあれば）は、サブ・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定される。2016年３月31日現在、サブ・ファンドが担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

サブ・ファンドに適用ある終了事由は、サブ・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の限界値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれのケースにおいても、発生時に、その他の当

事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。早期終了を選択するサブ・ファンドの一または複数の取引相手方による決定は、サブ・ファンドの将来のデリバティブ活動に対して影響を及ぼす可能性がある。

３．投資先ファンド

本「３．投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2015年９月30日現在の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2016年３月31日現在の情報と一致している。

３.１．投資先ファンドの組織

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（以下「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド」という。）は、2009年９月２日に設立されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託（以下「投資先ファンド」という。）のもとで2013年10月３日付補遺信託証書（以下「補遺信託証書」）に従い設立されたサブ・ファンドである。投資先ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラステーズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、2013年10月24日付で運用を開始した。

注記３において、インタートラスト・トラステーズ（ケイマン）リミテッドは、注記１において定義されるサブ・ファンドの受託会社（ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）と区別する目的においてのみ、投資先ファンドの受託会社と称される。

投資先ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改訂済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

現在、投資家に対して13のクラスの受益証券が販売されている。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの運用開始時には、投資家に対し11のクラス（豪ドルクラス、ブラジル・リアルクラス、人民元クラス、ユーロクラス、インドネシア・ルピアクラス、日本円クラス、メキシコ・ペソクラス、ロシア・ルーブルクラス、トルコ・リラクラス、米ドルクラスおよび南アフリカ・ランドクラス）の受益証券が販売されていた。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く各クラスの販売は、日本円で行われる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの販売は、それぞれ豪ドルおよび米ドル建で行われる。また、金利差に相当する為替ヘッジ・プレミアムおよび受益証券クラスの通貨（以下「クラス通貨」という。）の高騰に由来する為替差益を追求するため、日本円クラスを除く各株式クラスは、外国為替予約取引またはノン・デリバラブル・フォワード取引を締結することによる、為替ヘッジ・ポジションを有している。ヘッジ・ポジションを取る場合、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、クレディ・スイス・インターナショナル（以下「為替管理事務代行会社」という。）が提供するヘッジ・オーバーレイ・サービスを利用することに同意する。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（旧国際投信投資顧問株式会社）によって設定された特定の日本の投資信託（三菱ＵＦＪ国際投信株式会社が投資顧問業務を提供しているケイマン諸島の信託である、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドに対してのみ販売される豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く。）のマスター・ファンドとしてのみ設立されている。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨および表示通貨（以下「機能通貨」という。）は、日本円である。投資先ファンドの受託会社は、任意の運用通貨によるクラスを指定すること

ができる。受益証券の発行および買戻しは、そのクラスの運用通貨で処理され、受益証券１口当たり純資産価格は、当該クラスの運用通貨で計算および値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの運用通貨は、豪ドルであり、豪ドルクラス、ブラジル・レアルクラス、人民元クラス、ユーロクラス、インドネシア・ルピアクラス、日本円クラス、メキシコ・ペソクラス、ロシア・ルーブルクラス、トルコ・リラクラス、米ドルクラスおよび南アフリカ・ランドクラスについては、日本円であり、また、米ドル建米ドルヘッジクラスについては、米ドルである。2015年９月30日現在、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの運用通貨建の受益証券１口当たり純資産価格は、それぞれ110.9047豪ドルおよび107.3868米ドルであった。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資目的は、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等（これに準じるものを含む。）に投資することにより、信託財産の成長を追求することである。市場の全サイクルを通じて、投資運用会社は、ＴＯＰＩＸ配当込み指数を日本円建て年間1.5％（手数料控除前）上回ることを目指している。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは投資会社であり、米国財務会計基準審議会（ＦＡＳＢ）会計基準編纂書Topic 946「金融サービス - 投資会社」の投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資運用会社は、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「投資運用会社」という。）である。

3.2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの財務書類は、2014年10月１日から2015年９月30日（ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの９月の最終営業日（日本における祝日以外の日であり、かつ、ニューヨーク証券取引所、ならびにニューヨーク、ロンドンおよび日本の銀行が営業を行っている日をいう。）である会計年度末日を指す。）までの期間を反映している。以下は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、投資先ファンドの受託会社の最終的な権限の下、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの全資産の評価を行う。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、毎営業日および投資先ファンドの受託会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されないジャパン・エクイティ・マスター・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。受益証券１口当たり純資産価格は、日本円建てで計算される。豪ドル建て 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建て 米ドルヘッジクラス（これらの純資産価額は、それぞれ豪ドルおよび米ドル建てで計算される。）の純資産価額は、表示通貨である日本円に換算される。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、通常、各営業日において計算され、受益証券１口当たり純資産価格は、小数第４位まで四捨五入して調整される。

(B) 証券の評価

純資産価額の計算にあたり、市場相場が容易に入手可能な組入有価証券およびその他の資産は、公正価値で表示される。公正価値は、通常、当該証券の主要な市場である証券取引所における最新の売値に基づいて決定され、売却が報告されていない場合は、相場報告システム、確立したマーケット・メーカーまたは独立したプライシング・サービスから取得された相場に基づき決定される。

市場相場が容易に入手可能ではない証券およびその他の資産は、管理事務代行会社が、投資先ファンドの受託会社の最終的な権限の下で誠実に決定した公正価値により評価される。管理事務代行会社は、市場相場が容易に取得可能ではない場合において証券およびその他の資産を評価するための手法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に取得可能ではない特定の証券または投資は、投資先ファンドの受託会社が確立したガイドラインに従って、他の証券または指標を参照した上で評価することができる。

市場相場は、直近のまたは信用に値する、市場に基づくデータ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値に関する情報、ブローカーによる相場価格）が存在しない場合に、容易に入手可能ではないものとみなされ、関連する市場の取引終了後においてジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの証券または資産の価値に重大な影響を与える事由が発生した場合も含まれる。更に、市場相場は、特別な事情により、当該証券が取引される取引所または市場において終日取引が行われず、またはその他の市場価格が入手できない場合にも、容易に入手可能ではないものとみなされる。管理事務代行会社は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの証券または資産の価値に著しい影響を与える重大な事由の監視、および当該重大な事由に鑑みて該当する証券または資産の価値の再評価の必要性の有無の判断につき責任を負う。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドがその純資産価額の決定のために公正価値を決定する場合、証券の価格は、当該証券が取引される主要な市場における相場ではなく、管理事務代行会社またはその指示の下に行う者が公正価値を正確に反映していると考えその他の方法により決定される。公正価値の決定には、証券の価値に関する主観的な判断が必要となる。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの方針は、価格決定時の証券の価値を適正に反映した純資産価額の計算を意図したものであるが、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該証券を価格決定時点で売却する場合（例えば、強制的または危殆時における売却等）に、投資先ファンドの受託会社またはその指示の下に行う者によって決定された公正価値が、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが当該証券について取得することができたであろう価格を正確に反映していることを保証することはできない。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが使用する価格は、当該証券が売却された場合に実現可能であったであろう価値と異なることがあり、両者の差異は、財務書類上重大である場合がある。

公正価値測定

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３ - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定には、投資運用会社による重大な判断が要求される。投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に積極的に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、投資先ファンドの受託会社によって認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資

活発な市場における市場相場に基づき評価され、レベル１に分類される投資には、株式および短期金融証券が含まれる。投資先ファンドの受託会社は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが多額のポジションを有しており、売却が相場価格に合理的に影響を与える場合であっても、当該証券について相場価格の調整を行わない。

活発ではないとみなされる市場において取引されるが、市場相場価格、ディーラーによる相場価格または観察可能なインプットによって裏付けられる代替的な価格決定のための情報源に基づき評価される投資は、レベル２に分類される。当該投資には、社債、ソブリン債および一部の優先株式が含まれる。レベル２投資には、活発な市場において取引されない、かつ／または譲渡制限の対象となるポジションが含まれているため、非流動性および／または非譲渡可能性を反映する形で評価が調整されることがあり、これらは、通常、入手可能な市場の情報に基づく。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、上場先物契約およびオプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値ヒエラルキーのレベル１またはレベル２に分類される。

ＯＴＣデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、インプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらのＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

下表は、2015年９月30日現在、評価ヒエラルキーの範囲内で項目ごとおよびレベルごとに資産負債計算書に計上された金融商品を示したものである。＊

投資対象＊	同一の投資に係る 活発な市場における 未調整の公表価格 (レベル１)	その他の重大な 観察可能なイン プット (レベル２)	重大な観察不能 なインプット (レベル３)	2015年９月30日 現在の公正価値
普通株式				
航空宇宙／防衛	¥ 626,742,000	¥ -	¥ -	¥ 626,742,000
農業	145,952,500	-	-	145,952,500
自動車製造	509,651,400	-	-	509,651,400
自動車部品および機器	1,113,526,050	-	-	1,113,526,050
銀行	2,507,019,220	-	-	2,507,019,220
建設資材	396,080,000	-	-	396,080,000
化学製品	144,615,000	-	-	144,615,000
商業サービス	227,357,400	-	-	227,357,400
コンピューター	83,452,000	-	-	83,452,000
化粧品／パーソナルケア	31,075,800	-	-	31,075,800
流通／卸売	582,940,470	-	-	582,940,470
各種金融サービス	519,646,480	-	-	519,646,480
電子部品および機器	161,264,200	-	-	161,264,200
電子機器	1,589,219,200	-	-	1,589,219,200
土木建築	199,638,000	-	-	199,638,000
食品	324,462,400	-	-	324,462,400
手工具／工作機械	333,504,000	-	-	333,504,000
健康管理用品	1,101,211,000	-	-	1,101,211,000
住宅建設業	380,938,500	-	-	380,938,500
家財道具	258,668,300	-	-	258,668,300
保険	234,519,600	-	-	234,519,600
インターネット	882,584,400	-	-	882,584,400
鋼鉄	101,336,000	-	-	101,336,000
機械建設および採掘	375,701,100	-	-	375,701,100
各種機械	903,928,500	-	-	903,928,500
金属製造／ハードウェア	80,710,000	-	-	80,710,000
鋳業	168,452,000	-	-	168,452,000
その他の製造業	72,678,600	-	-	72,678,600
オフィス／事務用機器	225,482,400	-	-	225,482,400
製薬	122,589,000	-	-	122,589,000
不動産	780,863,000	-	-	780,863,000
小売業	737,623,200	-	-	737,623,200
半導体	133,837,000	-	-	133,837,000
ソフトウェア	219,393,300	-	-	219,393,300
電気通信	1,159,717,400	-	-	1,159,717,400
玩具／ゲーム／嗜好品	98,294,000	-	-	98,294,000
交通	697,165,100	-	-	697,165,100
短期投資	163,279,058	-	-	163,279,058
投資合計	¥ 18,395,117,578	¥ -	¥ -	¥ 18,395,117,578

金融デリバティブ商品**

資産

外国為替予約取引	¥	-	¥	5,008,591	¥	-	¥	5,008,591
----------	---	---	---	-----------	---	---	---	-----------

負債

外国為替予約取引	¥	-	¥	(76,201,416)	¥	-	¥	(76,201,416)
----------	---	---	---	--------------	---	---	---	--------------

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

** 外国為替予約取引等の金融デリバティブ商品は、商品に係る未実現評価益／（評価損）で評価されている。

2015年９月30日に終了した会計年度において、レベル１、レベル２およびレベル３の間で移動はなかった。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期末に会計処理を行う。

2015年９月30日現在、レベル３のインプットとして評価される証券はなかった。

(C) 証券取引および投資収益

財務報告の目的上、証券取引は取引日において計上される。証券の売却による実現損益は、個別法に基づき報告される。分配収益は、配当落ち日に計上される。ただし、配当落ち日が経過している場合、外国有価証券からの特定の配当金は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが合理的な努力を払って配当落ち日を確認した後速やかに計上される。投資収益について外国税の還付の有無が不確定の場合、投資収益は、外国税を控除した上で計上される。その他の収益には、定期預金の利息が含まれる。

(D) 分配方針

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、シリーズごとの決議による承認をもって、各クラスにつき分配金（現金または現物による。）の再投資を宣言し、これを手配する。日本円以外の通貨建のクラスについて、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、分配を行う意向を有していない。

分配は、毎月行われ、（ ）純実現キャピタル・ゲイン（ヘッジ・ポジションを含む。）、純未実現キャピタル・ゲインおよび純収益から拠出されたプラスの総額と、（ ）ポートフォリオの分配イールド、純ファンド費用および通貨ヘッジ・プレミアム（費用）に基づく論理的な収益予想（各クラスの純資産合計額により計算される。）のいずれか大きい方に基づき計算される。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、管理事務代行会社が上記のとおり決定するより大きい方の金額につきクラスの各受益者に対して毎月分配を宣言し、当該分配金は、再投資される。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該月に係る分配金を前月の最終営業日または投資先ファンドの受託会社はその単独の裁量において決定するその他の日付（以下「基準日」という。）において宣言し、通常、当該月の最初の営業日（当該日が営業日ではない場合は、翌営業日）または投資先ファンドの受託会社はその単独の裁量において決定するその他の日付（以下「分配日」という。）において、当該分配金を再投資する。各クラスの受益者は、分配金の再投資を選択しているため、関連する分配日において、受益証券が発行される。

2015年９月30日に終了した会計期間について宣言され、かつ、再投資された分配金は以下のとおりである。

受益者への分配

金額

豪ドルクラス	¥	19,972,651
ブラジル・リアルクラス		130,541,381
人民元クラス		87,977,346
ユーロクラス		3,361,907
インドネシア・ルピアクラス		20,594,762
日本円クラス		429,228,630
メキシコ・ペソクラス		135,818,761
ロシア・ルーブルクラス		447,999,246
トルコ・リラクラス		33,247,615
米ドルクラス		6,677,563,563
南アフリカ・ランドクラス		11,375,807
合計	¥	7,997,681,669

(E) 現金および外国通貨

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨および報告通貨は、日本円である。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。証券およびデリバティブへの投資に係る外国為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(F) 定期預金

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰の現金残高を翌日物定期預金として、投資運用会社が決定する1または複数の適格な預金受入機関に預託している。当該預金は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(G) 外国為替予約取引

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、または投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格提供会社から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することを認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2015年9月30日現在の未決済の外国為替予約取引の一覧は、投資有価証券明細表に記載されている。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、開示することを要求している。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、デリバティブ商品をA S C 815に基づくヘッジ商品に指定していない。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現評価益／（評価損）の純変動として損益計算書に反映される。当期において、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2015年9月30日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク＊	
資産デリバティブ		
外国為替予約取引に係る未実現評価益	¥	5,008,591
負債デリバティブ		
外国為替予約取引に係る未実現（評価損）	¥	(76,201,416)

* 総価額は、資産負債計算書における未決済の外国為替予約取引に係る未実現評価損益の項に記載されている。

2015年９月30日に終了した会計期間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

ＡＳＣ 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益／（損失）	
外国為替予約取引に係る実現純利益	¥ 1,973,355,915
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益／（評価損）の変動	
外国為替予約取引に係る未実現（評価損）の純変動	¥ (189,166,834)

(1) 受益証券

2015年９月30日現在、すべての発行済み受益証券は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社により設定された３名の関連する受益者によって保有されていた。当該３名の受益者は、純資産の100％に対して持分を有していた。

受益証券は、純資産価額に基づきプロラタ方式でジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの利益および分配に参加するクラスにつき、以下に記載する終了事由の際の資産に係る範囲において発行される。受益証券は、無額面であり、発行時にその全額が払い込まれなければならない、優先権または先買権は付されていない。管理事務代行会社は、整数または端数の受益証券を発行することができる。

発行

当初払込日以降、各クラスの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の受益証券の１口当たり純資産価格で購入可能となる。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の「指定時刻」（日本円建クラスの場合は東京時間の午後６時、日本円以外の通貨建クラスの場合はルクセンブルク時間の午後１時、または投資先ファンドの受託会社が適切とみなす時刻）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、該当する営業日（当該営業日を含む。）から５営業日目に保管会社により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

投資先ファンドの受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

買戻し

受益者は、毎営業日および投資先ファンドの受託会社がその裁量により決定するその他の日時（以下、それぞれの日を「買戻日」という。）に、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに対して、保有する受益証券のすべてまたは一部について買戻しを請求することができる。受益者は、管理事務代行会社に対して、買戻日の指定時刻までに買戻日現在の受益証券の買戻を請求しなければならない。指定時刻を過ぎて受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

買戻請求には、買戻日、および買戻しを行う受益者の受益証券の割合、受益者の受益証券の具体的な口数または買い戻される受益証券の各通貨での金額のいずれかを明記しなければならない。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが、関連する買戻日またはそれより前に清算を開始した場合、いかなる買戻請求も有効とはならない。買戻価格は、買戻日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格である。投資先ファンドの受託会社の単独の裁量において、またはその受任者により、受益者による買戻しの条件が取消しまたは修正されることがある。

日本円建クラスの買戻金額は、通常、関連する買戻日から４「東京営業日」（東京において銀行が営業している日）以内に日本円で支払われる。日本円以外の通貨建のクラスについては、買戻金額は、通常、関連する買戻日から４営業日以内に各クラスの通貨で支払われる。

譲渡

受益証券の募集は1933年米国証券法（その後の改正を含む。）に基づく登録を受けていないため、各購入者は、申込契約において、当該購入者による受益証券の購入が投資目的であり、当該受益証券の全部または一部の譲渡または処分を意図していない旨の表明保証を行わなければならない。

受益者は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに対して書面による事前の通知を行い、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの書面による事前の同意（ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、その単独かつ絶対的な裁量において当該同意を留保することができる。また、通常、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該同意を付与する意向を有していない。）を取得することなく、自身が保有する受益証券の全部または一部を譲渡またはその他贈与等の方法により処分してはならない。受益者の死亡に伴い譲渡または処分が提案される場合、当該受益者の財産につき適式に授權された代理人による通知を行うことができる。当該通知は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドにとって満足のいく形の法的権限に係る証拠により裏付けられたものでなければならない。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、法律の適用により受益証券の所有権を取得した者により保有される受益証券を強制的に買い戻す権利を有する。

(J) 報酬および費用

投資先ファンドは、自らの費用（会計・事務管理報酬、投資顧問報酬、投資先ファンドの受託報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬および投資先ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない。）自己の費用を負担する。これらの報酬は、投資先ファンドへの投資の純資産価額を通じて間接的にサブ・ファンドが負担している。

4．受益証券

2016年３月31日現在、サブ・ファンドにより発行されたすべての受益証券は、単一の関連受益者名義で保有されている。当該受益者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える可能性がある。

(A) 発行

当初払込日以降、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の受益証券１口当たり純資産価格で購入可能となる。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルク時間の午後１時）までに管理事務代行会社を受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、該当する営業日(当該営業日を含む。)から5営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「保管会社」という。)により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、(明示的に要求された場合)受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、投資先ファンドの受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島犯罪収益法(2008年)(随時改訂される。)および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(B) 買戻し

当初払込日以降、受益者はいずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社は、その単独の裁量により、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

買戻金額の支払は、サブ・ファンドの表示通貨建てで、管理会社が買戻請求を承認した日(同日を含む。)から通常5営業日以内に、保管会社またはその代理人によって行われる。

受益証券の買戻金額は、管理会社が買戻請求を承認した営業日現在の1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、買戻しを行う受益者に支払われる買戻代金から第三者の費用または源泉徴収税(該当する場合)を控除することができる。買戻しは1口単位で行われなければならない。

5. リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資がその投資家の投資プログラムの全てを占めるものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドにより株式への集中投資が行われることで、サブ・ファンドへの投資が一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資する一つ以上の市場の価格が下がるリスクをいい、市場が急激にかつ予測不能に下降する可能性を含む。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣が選択する証券の運用実績が、同様の投資目的および投資戦略を持つその他のファンドが選択する市場、関連する指数または証券の運用実績を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

投資先ファンドは、主に日本円建の資産に投資する。サブ・ファンドは、豪ドル建であるため、為替相場の変動は、サブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。当該リスクは、通常、「為替変動リスク」と呼ばれ、サブ・ファンドの強力な機能通貨が投資家へのリターンを減少させる可能性がある一方、サブ・ファンドの弱い機能通貨が当該リターンを増加させる可能性があることをいう。外国為替変動リスクの軽減を追求するための手段として、日本円建の原資産について、原則として投資先ファンドによって豪ドルに対する為替ヘッジ取引が実施される。このため、外国為替相場の変動が投資先ファンドにおけるサブ・ファンドの投資の価値に影響を与えることがある。

(C) 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。

(D) カウンター・パーティーおよびブローカー・リスク

投資先ファンドまたは投資先ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行およびブローカーを含む。）が、財務上の困難および投資先ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、投資先ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとマスター・ネットリング契約を締結することで、カウンター・パーティーの信用リスクに対するエクスポージャーの軽減を試みる。マスター・ネットリング契約は、カウンター・パーティーの信用度が指定されたレベルを超えて低下した時点で、当該契約下で行われた取引のすべてを終了できる権利をサブ・ファンドに与える。マスター・ネットリング契約に基づき、各当事者は、他方当事者の債務不履行があった場合または契約が終了した場合に、当該契約の下で行われた取引のすべてを終了し、各取引に基づき一方当事者が他方当事者に対して支払義務を負う金額を相殺する権利を有する。サブ・ファンドのＯＴＣデリバティブに関連するカウンター・パーティーの信用リスクから発生する最大損失リスクは、一般的に、未実現評価益の総額およびカウンター・パーティーがサブ・ファンドに差し入れた担保を超えるカウンター・パーティーの未払金額である。サブ・ファンドは、最低譲渡規定に従い、カウンター・パーティーのために、ＯＴＣデリバティブに関して、各カウンター・パーティーの未決済のデリバティブ契約における未実現評価益以上の金額の担保の差入れを要求されることがあり、かかる差入れ担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表に特定されている。

(E) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有するサブ・ファンドまたは証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(F) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資する証券その他の商品は、豪ドル以外の通貨建で表示または値付けがなされることがある。このため、外国為替相場の変動がサブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼすことがある。このリスクは、一般的に「通貨リスク」として知られ、サブ・ファンドの弱い機能通貨が投資家への収益を増やす一方で、強力な機能通貨が投資家への収益を減少させることがある。

(G) デリバティブ

サブ・ファンドは、投資をヘッジするまたは利益の増加の追求を目的として、デリバティブ商品を利用することがある。他の種類の金融商品に比べて、デリバティブは、サブ・ファンドのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の変動が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた保有財産の価額変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能かもしくは費用効率が良いという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターン強化のためにデリバティブを利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも大きな上述のリスクにさらされることがある。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

6. 保証および補償

サブ・ファンドの設立書類に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する各自の義務の履行により発生する可能性のある債務の補償を受ける。更に、通常の業務において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結する。サブ・ファンドに対して現在発生していないが、将来行われる可能性のある請求が含まれるため、これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは不明である。ただし、サブ・ファンドは、これらの契約に基づく事前の請求または損失を受けてはいない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する不動産、およびサブ・ファンドの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益がサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に実質的に関連している場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30％が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会－会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50％超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、権利または賦課金はない。

2016年３月31日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は、時効に係る法令に基づき、2014年会計年度（運用開始年度）から当会計年度までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度には、2014年会計年度（運用開始年度）から2016年３月31日までが含まれる。

８．報酬および費用

（Ａ）管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、５億豪ドルまでの部分について年率0.05％、５億豪ドル超10億豪ドルまでの部分について年率0.04％、10億豪ドル超の部分について年率0.03％を受領する権利を有する。管理事務代行会社はまた、毎月3,750豪ドルの資産ベースの最低報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。2016年３月31日に終了した６か月間に管理事務代行会社および名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2016年３月31日現在における管理事務代行会社および名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

（Ｂ）保管報酬

受託会社は、保管会社との間で保管契約を締結し、保管会社は当該契約について純資産の0.01％から0.05％の範囲内の保管報酬を受領する。保管会社は、毎月400米ドルの最低報酬を受領する。保管会社はまた、専門的な処理に関して取引１件につき10豪ドルから150豪ドルの範囲内の取引費用も受領する。2016年３月31日に終了した６か月間に保管会社が稼得した報酬、および2016年３月31日現在における保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

（Ｃ）受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01％（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2016年３月31日に終了した６か月間に受託会社が稼得した報酬、および2016年３月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

（Ｄ）投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.35％の料率で年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2016年３月31日に終了した６か月間に投資顧問会社が稼得した報酬、および2016年３月31日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

（Ｅ）代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、ファンドに関する資料の配布、純資産価額の公表および日本におけるジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの財務書類の提供に責任を負い、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05％の年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2016年３月31日に終了した６か月間に代行協会員が稼得した報酬、および2016年３月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

（Ｆ）販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、日本法に従い投資家により申し込まれた受益証券取引の完了に責任を負い、サブ・ファンドの純資産価額の

年率0.70%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2016年３月31日に終了した６か月間に日本における販売会社が稼得した報酬、および2016年３月31日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、投資顧問会社の指示に従ってファンド運用サービスおよび投資運用サービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2016年３月31日に終了した６か月間に管理会社が稼得した報酬、および2016年３月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、当局対応手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬が含まれるが、これらに限定されない。

9．関連当事者取引

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2016年３月31日現在のブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間のすべての外国為替予約取引は、投資有価証券明細表において開示されている。2016年３月31日に終了した６か月間に、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で締結された外国為替予約取引において1,886豪ドルの実現純損失があり、損益計算書に開示されている。

10．最近の会計についての公表

2016年１月５日、財務会計基準審議会は、ＡＳＵ第2016-01号「金融商品 - 概要（副議題 第825-10号）：金融資産および金融負債の認識および測定」を公表した。この更新は、金融商品の利用者に対して意思決定により有用な情報を提供するための金融商品の報告モデルを強化することを意図しており、金融商品の認識、測定、表示および開示の側面の一部に関連するものである。ＡＳＵは金融資産の信用損失の測定についても関連している。ＡＳＵ第2016-01号は、2017年12月15日以降に始まる会計年度から効力を生じ、これらの会計年度中の中間決算も含まれる。早期の適用は認められる。現時点でこれらの変更が財務諸表に影響を及ぼすことは予想されない。

11．後発事象

受託会社は、2016年５月17日の財務書類の公表日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2016年４月１日から2016年５月17日までに実施された発行金額は、1,007,639豪ドルであり、買戻金額は、328,055豪ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

コクサイ・ケイマン・トラスト -
豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表

2016年3月31日現在(未監査)

(通貨:豪ドル)

	受益証券口数 (口)	純資産比率 (%)	評価額 (豪ドル)
投資先ファンドへの投資 - 99.2%			
ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド (コクサイ・トラストのサブ・ファンド) - 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	136,151	99.2%	\$ 14,671,632
投資先ファンドへの投資合計 (特定された原価 \$15,936,404)		99.2%	\$ 14,671,632
負債を上回る現金およびその他の資産		0.8%	121,081
純資産		100.0%	\$ 14,792,713

2016年3月31日現在、サブ・ファンドは、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産の8.22%を所有している。サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の比例持分は、サブ・ファンドの純資産の5%を超過していない。

2016年3月31日現在のサブ・ファンド・レベルの外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現 評価益	未実現 (評価損)	未実現純 評価益/ (評価損)
USD	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	6,827	2016年4月1日	AUD	8,973	\$ -	\$ (98)	\$ (98)

通貨略称

AUD 豪ドル

USD 米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）
 投資有価証券明細表（続き）
 2016年３月31日現在（未監査）
 （通貨：豪ドル）

デリバティブ商品の価額

下表は、潜在的なネットティング・アレンジメントを含むサブ・ファンドのデリバティブ・ポジションの概要である。デリバティブ商品に関する詳細は、財務書類に付随する注記２のデリバティブ商品の項および注記５のリスク要因の項を参照のこと。

	取引相手方	デリバティブ 資産の価額	デリバティブ 負債の価額
マスター・ネットティング・アレンジメントの対象とならないデリバティブの総額	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	\$ -	\$ (98)
資産負債明細表におけるデリバティブの総額		\$ -	\$ (98)

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額（平成28年４月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約41億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間ににおける資本金の額の増減は、以下の通りである。

平成23年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成26年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成27年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成28年４月末日	37,117,968.52米ドル

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 法律が許容する限り速やかに管理会社の解任にかかる特別決議が定時投資主総会において受益者により可決された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の４分の３を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、（ ）サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは（ ）管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成28年４月末日現在、以下の投資信託の管理を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
---------	------------	----	----------

ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	77	6,608,406,624.72米ドル
--------	---------------------------------	----	---------------------

（３）その他

本半期報告書提出前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンスビリティ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年４月28日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場（同日午後零時３分頃公表）の仲値（１米ドル＝109.75円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2014年12月31日現在

（単位：米ドル）

資産

	注記	2014年		2013年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局における残高	30.1., 30.3	186,863,448	20,508,263	301,442,312	33,083,294
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,15., 30.1., 30.3.	2,117,559,309	232,402,134	2,476,331,814	271,777,417
a) 要求払い		1,203,577,409	132,092,621	1,851,410,714	203,192,326
b) その他のローンおよび貸付金		913,981,900	100,309,514	624,921,100	68,585,091
顧客に対するローンおよび貸付金	30.1., 30.3.	626,640	68,774	1,123	123
株式およびその他の変動利回り有価証券	4,15,30.1., 30.3.	15,101	1,657	3,416	375
関連会社株式	4,5,15	9,174,388	1,006,889	7,691,968	844,193
有形資産	5	6,710,869	736,518	7,726,217	847,952
その他の資産		181	20	448	49
前払金および未収収益	6,15	27,463,192	3,014,085	31,426,246	3,449,030
資産合計	7	<u>2,348,413,128</u>	<u>257,738,341</u>	<u>2,824,623,544</u>	<u>310,002,434</u>

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）

2014年12月31日現在

（単位：米ドル）

負債

	注記	2014年		2013年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する負債	15,30.1.	1,150,186,003	126,232,914	841,603,737	92,366,010
a) 要求払い		1,150,186,003	126,232,914	841,603,737	92,366,010
顧客に対する負債	8,15,30.1.	1,044,062,326	114,585,840	1,826,491,962	200,457,493
a) 要求払い		1,044,062,326	114,585,840	1,826,491,962	200,457,493
その他の負債	9	1,788,497	196,288	1,142,046	125,340
未払金および繰延利益	10,15	8,932,711	980,365	7,756,599	851,287
引当金		8,954,470	982,753	6,465,624	709,602
a) 納税引当金	11	7,982,242	876,051	5,409,139	593,653
b) その他の引当金	12	972,228	106,702	1,056,485	115,949
発行済み資本	13	37,117,969	4,073,697	37,117,969	4,073,697
準備金	14	77,800,912	8,538,650	77,800,912	8,538,650
繰越損益	14	22,247	2,442	41,047	4,505
当期利益		19,547,993	2,145,392	26,203,648	2,875,850
負債合計	17	2,348,413,128	257,738,341	2,824,623,544	310,002,434

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2014年12月31日現在

（単位：米ドル）

	注記	2014年		2013年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	18,30.1.	597,989	65,629	659,342	72,363
内訳：					
担保証券として差し入れられた保証金および資産		597,989	65,629	659,342	72,363
信託運用	21	62,811,807,217	6,893,595,842	77,004,151,577	8,451,205,636

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）損益の状況

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2014年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2014年		2013年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		8,018,852	880,069	9,698,265	1,064,385
未払利息および類似費用		(1,539,763)	(168,989)	(1,538,622)	(168,864)
有価証券からの収益		140	15	17	2
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		140	15	17	2
未収手数料		105,997,544	11,633,230	107,246,076	11,770,257
未払手数料		(45,651,511)	(5,010,253)	(50,107,569)	(5,499,306)
金融業務の純利益		3,579,481	392,848	3,548,410	389,438
その他の事業収益	22	687,746	75,480	143,060	15,701
一般管理費用		(39,883,592)	(4,377,224)	(32,260,264)	(3,540,564)
a) スタッフ費用	24,25	(18,048,722)	(1,980,847)	(15,812,680)	(1,735,442)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(15,018,938)	(1,648,328)	(12,847,942)	(1,410,062)
- 社会保障費		(2,071,294)	(227,325)	(1,791,205)	(196,585)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,302,395)	(142,938)	(1,149,441)	(126,151)
b) その他の一般管理費用	16,26	(21,834,870)	(2,396,377)	(16,447,584)	(1,805,122)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,774,975)	(194,804)	(1,527,631)	(167,658)
その他の事業費用	23	(85,251)	(9,356)	(262,074)	(28,763)
経常収益にかかる税金	11,27.1.	(9,022,279)	(990,195)	(7,125,930)	(782,071)
税引後経常収益		20,326,392	2,230,822	27,813,738	3,052,558
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2.	(778,399)	(85,429)	(1,610,090)	(176,707)
当期利益		19,547,993	2,145,392	26,203,648	2,875,850

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2014年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン２、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスに所在する外国支店を開設した。三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のＵＥ規則に準拠して、金融機関として907648番で登録された。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2014年12月31日現在、先渡デリバティブ損失にかかる引当金を設定しなかった(2013年: 83,244米ドル)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2014年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2013年：なし)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
3か月以下	278,000,000	202,921,100
3か月超1年以下	635,981,900	422,000,000
	<u>913,981,900</u>	<u>624,921,100</u>

注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、9,174,388米ドルおよび15,101米ドル(2013年：7,691,968米ドルおよび3,416米ドル)の未上場有価証券で構成される。

2014年12月31日現在、「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」の株式資本は、7,375,041.83ユーロ(2013年：5,375,041.83ユーロ)に達した。

2014年7月2日付で、(投資信託に関する2010年12月17日法第15章に基づく管理会社である)「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」の増資のため、当行は2,000,000ユーロ(2,420,100米ドル)の追加投資を行った。

関連会社株式の要約

2014年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2014年12月31日 現在の資本および 準備金 米ドル	2014年12月31日 終了年度の損益 米ドル
エムユージーシー・ルックス・マネ ジメント・エス・エイ	8,924,169	100%	10,934,250	675,597
三菱ＵＦＪインベスターサービス株 式会社	250,219	100%	784,137	162,480

旧：三菱ＵＦＪグローバルカストディ・ジャパン株式会社

注５ 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
１．関連会社株式	7,691,968	2,420,100	0	(937,680)	9,174,388	0	9,174,388
２．有形資産	17,037,709	1,701,049	(10,733)	(2,076,006)	16,652,019	9,941,150	6,710,869
a) ハードウェア	1,408,133	106,567	0	(171,578)	1,343,122	931,816	411,306
b) ソフトウェア	12,931,718	1,487,709	0	(1,575,700)	12,843,727	7,929,898	4,913,829
c) その他付属品、 家具、機器、車 両	2,697,858	106,773	(10,733)	(328,728)	2,465,170	1,079,436	1,385,734
３．無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づい て取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注 6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
前払法人税	135,976	154,843
未収利息	1,180,222	1,269,077
前払一般経費	2,019,667	1,122,237
信託業務手数料	1,809,510	2,261,991
全体保管手数料	10,614,920	10,384,372
投資ファンド手数料	4,134,906	5,091,460
その他の前払金（付加価値税（ＶＡＴ）を含む）	6,806,745	8,778,600
外国為替スワップによりカバーされたポジションに係る外国為替実績の中立化	525,623	1,145,447
管理会社手数料	71,322	928,832
その他の未収収益	164,301	289,387
	<u>27,463,192</u>	<u>31,426,246</u>

注 7 外貨建て資産

2014年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、855,104,291米ドル（2013年：921,184,434米ドル）である。

注 8 顧客未払金

2014年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、0米ドル（2013年：0米ドル）であった。

注 9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
優先債務	927,802	405,116
諸債務	860,695	736,930
	<u>1,788,497</u>	<u>1,142,046</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
未払利息	146,678	99,254
未払一般経費	2,531,401	193,545
未払手数料	6,241,224	7,453,300
その他の未払費用	467	2,157
その他の仮受金	12,941	8,343
	<u>8,932,711</u>	<u>7,756,599</u>

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日(改正)法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2014年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して弱く(ユーロ安に)なったため、株式にかかる外国為替差益は、累積していた負のポジションを補填した。その結果、2013年12月31日現在、3,805,528米ドル(2,761,731ユーロ)であった繰延税負債は、2014年12月31日現在、0米ドルに減少した。2014年12月31日現在、当行の財務書類に繰延税は計上されていない。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
報酬引当金	972,228	973,241
先渡取引の未実現損失に対する引当金(注2.3.)	0	83,244
	<u>972,228</u>	<u>1,056,485</u>

注13 発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの953,000株およびクラスBの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2014年1月1日現在の残高	3,711,797	74,089,115	41,047
2013年12月31日終了年度の利益			26,203,648
利益の処分			
- 株主への配当金支払			(26,222,448)
- 純資産税準備金への振替		3,101,000	(3,101,000)
- 2008年純資産税準備金からの振替		(4,081,958)	4,081,958
- 自由準備金への割当て		980,958	(980,958)
2014年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>74,089,115</u>	<u>22,247</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。総額13,008,157米ドル(2013年:13,989,115米ドル)の純資産税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2014年３月26日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、3,101,000米ドルを純資産税準備金に割り当て、2008年に形状した利用可能な純資産準備金は4,081,958米ドル（2,900,000ユーロ）となった。2014年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2014年 純資産税準備金 米ドル	2014年 純資産税準備金 ユーロ
2009年	373,035	260,000
2010年	3,130,000	2,333,120
2011年	3,100,000	2,388,014
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年12月31日現在の残高	13,008,157	9,737,739

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2014年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2014年12月31日（および2013年12月31日）現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,777,335,351	2,074,772,175
関連会社株式	9,174,388	7,691,968
前払金および未収収益	9,691,913	10,721,742
	1,796,201,652	2,093,185,885

負債

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,144,030,619	825,519,547
顧客に対する未払金	129,898,267	322,891,006
未払金および繰延利益	2,566,131	1,987,230
	1,276,495,017	1,150,397,783

当行は、2014年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されたとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、2013年６月26日付規則（ＥＵ）575／2013（パート ）に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2014年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,793,812,098米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2014年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,777,275,323
前払金および未収収益	1,179,541

外国為替取引（市場リスク手法）

15,357,234

1,793,812,098

注16 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税（ＶＡＴ）を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
フロント・オフィス・システム移行サポートに関するコンサルタント料 *	0	616,426
財務書類の監査	197,999	221,295
税金アドバイス報酬	101,975	99,485
その他の報酬	32,654	31,675
	<u>332,628</u>	<u>968,881</u>

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

* かかる項目は、「有形資産」において資産計上され、当該フロント・オフィス・システムの耐用年数にわたって償却される。

注17 外貨建て負債

2014年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、860,565,286米ドル（2013年：923,568,968米ドル）である。

注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
発行済念書	<u>597,989</u>	<u>659,342</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	<u>1,033,744</u>	<u>2,234,684</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2014年12月31日および2013年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注22 その他の事業収益

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
過年度に関する付加価値税（ＶＡＴ）過払いの調整	222,886	0
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬（サービス品質保証契約）	75,048	0
過年度の一般経費調整からの利益	216,776	44,196
過年度の利子の調整	109	206
過年度の手数料の調整	68,759	63,368
その他	104,168	35,290
	<u>687,746</u>	<u>143,060</u>

注23 その他の事業費用

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	79,036	62,292
過年度の手数料	2,732	14,367
その他事業損失	3,483	185,415
	<u>85,251</u>	<u>262,074</u>

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2014年 人数	2013年 人数
上級管理職	18	13
中間管理職	63	46
従業員	66	70
	<u>147</u>	<u>129</u>

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
上級管理職	<u>3,957,339</u>	<u>3,497,500</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2014年12月31日および2013年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
賃借および関連費用	1,088,220	993,513
通信費用	338,691	358,762
専門家報酬	1,028,640	688,726
データ費用	1,364,404	1,150,094
維持費	951,111	951,587
旅費、交通費、出張費	219,810	238,482
業務費用	3,615,825	3,473,334
システム費用	8,360,247	4,509,983
業務契約	3,800,346	3,199,045
その他の費用	1,067,576	884,058
	<u>21,834,870</u>	<u>16,447,584</u>

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
法人税	6,931,276	4,382,732
繰延法人税（注11）	0	1,100,619
地方事業税	2,091,003	1,311,952
繰延地方事業税（注11）	0	330,627
	<u>9,022,279</u>	<u>7,125,930</u>

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
純資産税*	25,895	29,488
付加価値税（ＶＡＴ）	714,359	1,539,239
その他の税金	38,145	41,363
	<u>778,399</u>	<u>1,610,090</u>

* これは、最低純資産税額21,400ユーロ（25,895米ドル）を表す。

注28 親会社

2014年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社である。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「ＡＧＤＬ」という。）のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、ＡＧＤＬの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、ＡＧＤＬは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2014年12月31日（および2013年12月31日）現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

注30 金融商品の開示

30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	537	0	0	0	537
B C L 残高	186,862,911	0	0	0	186,862,911
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,481,577,409	635,981,900	0	0	2,117,559,309
顧客に対するローンおよび貸付金	626,640	0	0	0	626,640
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	15,101	15,101
合計	1,669,067,497	635,981,900	0	15,101	2,305,064,498
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,150,186,003	0	0	0	1,150,186,003
顧客に対する負債	1,044,062,326	0	0	0	1,044,062,326
偶発債務として開示されているオフ・バランス・シート項目					
担保として差し入れられた保証金および資産	597,989	0	0	0	597,989
合計	2,194,846,318	0	0	0	2,194,846,318

2013年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	564	0	0	0	564
B C L 残高	301,441,748	0	0	0	301,441,748
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,054,331,814	422,000,000	0	0	2,476,331,814
顧客に対するローンおよび貸付金	1,123	0	0	0	1,123
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,416	3,416
合計	2,355,775,249	422,000,000	0	3,416	2,777,778,665
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	841,603,737	0	0	0	841,603,737
顧客に対する負債	1,826,491,962	0	0	0	1,826,491,962
偶発債務として開示されているオフ・バランス・シート項目					
担保として差し入れられた保証金および資産	659,342	0	0	0	659,342
合計	2,668,755,041	0	0	0	2,668,755,041

30.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,315,371,712	19,508,000	0	0	1,334,879,712	17,385,860
スワップ	584,751,638	8,470,350	0	0	593,221,988	2,219,840
合計	1,900,123,350	27,978,350	0	0	1,928,101,700	19,605,700
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,477,239,921	19,649,249	0	0	1,496,889,170	17,027,937
スワップ	278,714,687	0	0	0	278,714,687	1,929,860
合計	1,755,954,608	19,649,249	0	0	1,775,603,857	18,957,797

上記の金額には、取引日が2014年12月31日以前で、評価日が2014年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2013年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,377,746,707	0	0	0	2,377,746,707	36,206,106
スワップ	305,460,353	6,889,750	0	0	312,350,103	1,988,280
合計	2,683,207,060	6,889,750	0	0	2,690,096,810	38,194,386
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,418,760,790	0	0	0	2,418,760,790	36,344,488
スワップ	395,764,821	0	0	0	395,764,821	693,763
合計	2,814,525,611	0	0	0	2,814,525,611	37,038,251

上記の金額には、取引日が2013年12月31日以前で、評価日が2013年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

30.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2014年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2014年 簿価 米ドル	2013年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	186,863,448	301,442,312
ＥＵ加盟国	186,863,448	301,442,312
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,117,559,309	2,476,331,814
ＥＵ加盟国	173,637,181	343,710,530
北および中央アメリカ	771,353,251	1,171,519,975
アジア	1,168,315,602	955,164,323
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	2,670,673	4,698,921
オーストラリアおよびニュージーランド	1,582,602	1,238,065
顧客に対するローンおよび貸付金	626,640	1,123
ＥＵ加盟国	181,251	0
アジア	0	0
北および中央アメリカ	445,389	1,123
株式およびその他の変動利回り有価証券	15,101	3,416
北および中央アメリカ	12,101	0
ＥＵ加盟国	3,000	3,416
合計	2,305,064,498	2,777,778,665

30.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2014年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2014年 未払想定元本 米ドル	2014年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	530,258,219	1,647,715
アメリカ	788,394,261	23,077,972
アジア	16,227,232	215,698
スワップ		
ＥＵ加盟国	593,221,988	1,689,360
合計	1,928,101,700	26,630,745

2013年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2013年 未払想定元本 米ドル	2013年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	964,798,775	12,853,476
アメリカ	1,412,947,932	42,417,807
スワップ		
ＥＵ加盟国	312,350,103	1,022,356
合計	2,690,096,810	56,293,639

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2014
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2014

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2014	2013
Cash, balances with central banks and post office banks	30.1., 30.3.	186.863.448	301.442.312
Loans and advances to credit institutions	3, 15., 30.1., 30.3.	2.117.559.309	2.476.331.814
a) repayable on demand		1.203.577.409	1.851.410.714
b) other loans and advances		913.981.900	624.921.100
Loans and advances to customers	30.1., 30.3.	626.640	1.123
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 30.1., 30.3.	15.101	3.416
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	9.174.388	7.691.968
Tangible assets	5	6.710.869	7.726.217
Other assets		181	448
Prepayments and accrued income	6, 15	27.463.192	31.426.246
TOTAL ASSETS	7	<u>2.348.413.128</u>	<u>2.824.623.544</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2014

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2014	2013
Amounts owed to credit institutions	15, 30.1.	1.150.186.003	841.603.737
a) repayable on demand		1.150.186.003	841.603.737
Amounts owed to customers	8, 15, 30.1.	1.044.062.326	1.826.491.962
a) repayable on demand		1.044.062.326	1.826.491.962
Other liabilities	9	1.788.497	1.142.046
Accruals and deferred income	10, 15	8.932.711	7.756.599
Provisions		8.954.470	6.465.624
a) provisions for taxation	11	7.982.242	5.409.139
b) other provisions	12	972.228	1.056.485
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	77.800.912	77.800.912
Result brought forward	14	22.247	41.047
Profit for the financial year		19.547.993	26.203.648
TOTAL LIABILITIES	17	<u>2.348.413.128</u>	<u>2.824.623.544</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2014

(in USD)

	Notes	2014	2013
Contingent liabilities	18, 30.1.	597.989	659.342
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		597.989	659.342
Fiduciary operations	21	62.811.807.217	77.004.151.577

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2014
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2014

(in USD)

	Notes	2014	2013
Interest receivable and similar income		8.018.852	9.698.265
Interest payable and similar charges		(1.539.763)	(1.538.622)
Income from securities		140	17
Income from shares and other variable yield securities		140	17
Commission receivable		105.997.544	107.246.076
Commission payable		(45.651.511)	(50.107.569)
Net profit on financial operations		3.579.481	3.548.410
Other operating income	22	687.746	143.060
General administrative expenses		(39.883.592)	(32.260.264)
a) staff costs	24, 25	(18.048.722)	(15.812.680)
of which:			
- wages and salaries		(15.018.938)	(12.847.942)
- social security costs		(2.071.294)	(1.791.205)
of which:			
- social security costs relating to pensions		(1.302.395)	(1.149.441)
b) other administrative expenses	16, 26	(21.834.870)	(16.447.584)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.774.975)	(1.527.631)
Other operating charges	23	(85.251)	(262.074)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	<u>(9.022.279)</u>	<u>(7.125.930)</u>
Profit on ordinary activities after tax		20.326.392	27.813.738
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	(778.399)	(1.610.090)
Profit for the financial year		<u>19.547.993</u>	<u>26.203.648</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (" the Bank ") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has not constituted any provision for forward derivatives Loss as of December 31, 2014 (2013: USD 83.244).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2014 (2013: USD 0).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
Software: 4 years and 5 years;
Other intangible assets: 5 years;
Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Not more than three months	278.000.000	202.921.100
More than three months but less than one year	635.981.900	422.000.000
	<u>913.981.900</u>	<u>624.921.100</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items "Shares in affiliated undertakings" and "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 9.174.388 and USD 15.101 (2013: USD 7.691.968 and USD 3.416).

As of December 31, 2014, the share capital of "MUGC LUX MANAGEMENT S.A." reached an amount of EUR 7.375.041,83 (2013: EUR 5.375.041,83).

On July 2 2014, the Bank has proceeded to an additional investment of EUR 2.000.000 (USD 2.420.100) in order to increase the share capital of "MUGC LUX MANAGEMENT S.A." (Management Company under Chapter 15 of the law of December 17, 2010 for collective undertaking investment).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2014, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2014	Result for the year ended 31/12/2014
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	8.924.169	100 %	10.934.250	675.597
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited*	250.219	100 %	784.137	162.480

*Formerly known as Mitsubishi UFJ Global Custody Japan Limited.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	7.691.968	2.420.100	0	(937.680)	9.174.388	0	9.174.388
2. Tangible assets	17.037.709	1.701.049	(10.733)	(2.076.006)	16.652.019	9.941.150	6.710.869
a) Hardware	1.408.133	106.567	0	(171.578)	1.343.122	931.816	411.306
b) Software	12.931.718	1.487.709	0	(1.575.700)	12.843.727	7.929.898	4.913.829
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.697.858	106.773	(10.733)	(328.728)	2.465.170	1.079.436	1.385.734
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Prepaid income taxes	135.976	154.843
Accrued interest income	1.180.222	1.269.077
Prepaid general expenses	2.019.667	1.122.237
Commission on fiduciary operations	1.809.510	2.261.991
Commission on global custody	10.614.920	10.384.372
Commission on investment funds	4.134.906	5.091.460
Other prepayments (including VAT)	6.806.745	8.778.600
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	525.623	1.145.447
Commission from Management Companies	71.322	928.832
Other accrued income	164.301	289.387
	<u>27.463.192</u>	<u>31.426.246</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2014, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 855.104.291 (2013: USD 921.184.434).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2014, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2013: USD 0).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Preferential creditors	927.802	405.116
Sundry creditors	860.695	736.930
	<u>1.788.497</u>	<u>1.142.046</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Accrued interest expenses	146.678	99.254
Accrued general expenses	2.531.401	193.545
Accrued commission	6.241.224	7.453.300
Other accrued expenses	467	2.157
Other suspense receipt	12.941	8.343
	<u>8.932.711</u>	<u>7.756.599</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

At December 31, 2014, due to the depreciation of the Euro against US dollars, the foreign exchange gain on equity has compensated the accumulated negative position. Consequently the deferred tax liability amounting to USD 3.805.528 (EUR 2.761.731) as of December 31 2013 has been reduced to USD 0 as of December 31, 2014.

At December 31, 2014, the Bank has no deferred taxes balances in its books.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Provision for remuneration	972.228	973.241
Provision for unrealised losses on forward deals (note 2.3.)	0	83.244
	<u>972.228</u>	<u>1.056.485</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2014	3.711.797	74.089.115	41.047
Profit for the year ended December 31, 2013			26.203.648
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(26.222.448)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax		3.101.000	(3.101.000)
- Transfer from Reserve for NWT 2008		(4.081.958)	4.081.958
- Allocation to Free reserve		980.958	(980.958)
Balance at December 31, 2014	<u>3.711.797</u>	<u>74.089.115</u>	<u>22.247</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 13.008.157 (2013: USD 13.989.115).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 26, 2014, the Bank has allocated an amount of USD 3.101.000 to Reserve for Net Worth Tax and reversed the available Net worth tax constituted in 2008 which amounted to USD 4.081.958 (EUR 2.900.000). The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2014.

Years	2014	2014
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2009	373.035	260.000
2010	3.130.000	2.333.120
2011	3.100.000	2.388.014
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
Balance at December 31, 2014	<u>13.008.157</u>	<u>9.737.739</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “On-line costs reserve” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “On-line costs”. The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2014.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2014 (and December 31, 2013), the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2014	2013
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	1.777.335.351	2.074.772.175
Shares in affiliated undertakings	9.174.388	7.691.968
Prepayments and accrued income	9.691.913	10.721.742
	<u>1.796.201.652</u>	<u>2.093.185.885</u>

LIABILITIES

	2014	2013
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.144.030.619	825.519.547
Amounts owed to customers	129.898.267	322.891.006
Accruals and deferred income	2.566.131	1.987.230
	<u>1.276.495.017</u>	<u>1.150.397.783</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “Related Party Disclosures” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2014 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV). As at December 31, 2014, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.793.812.098 and can be analysed as follows:

	2014 USD
Loans and advances to credit institutions	1.777.275.323
Prepayments and accrued income	1.179.541
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	15.357.234
	<u>1.793.812.098</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Consultancy fees related to support in the migration of front office system *	0	616.426
Audit of the Annual Accounts	197.999	221.295
Tax advisory fees	101.975	99.485
Other fees	32.654	31.675
	<u>332.628</u>	<u>968.881</u>

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

*This item is capitalised in "Tangible Assets" and amortised over its useful economic life of the front office system.

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2014, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 860.565.286 (2013: USD 923.568.968).

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Counter-guarantees issued	<u>597.989</u>	<u>659.342</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	1.033.744	2.234.684

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2014 and 2013:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2014	2013
	USD	USD
Adjustment of overpayment of VAT related to previous years	222.886	0
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	75.048	0
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	216.776	44.196
Adjustment for interest previous years	109	206
Adjustment for commission previous years	68.759	63.368
Other	104.168	35.290
	<u>687.746</u>	<u>143.060</u>

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2014	2013
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	79.036	62.292
Commission previous years	2.732	14.367
Others operating losses	3.483	185.415
	<u>85.251</u>	<u>262.074</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number or persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2014 Number	2013 Number
Senior management	18	13
Middle management	63	46
Employees	66	70
	<u>147</u>	<u>129</u>

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2014 USD	2013 USD
Senior management	<u>3.957.339</u>	<u>3.497.500</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2014 and 2013, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2014	2013
	USD	USD
Rent and related expenses	1.088.220	993.513
Telecommunication expenses	338.691	358.762
Professional fees	1.028.640	688.726
Data charges	1.364.404	1.150.094
Maintenance	951.111	951.587
Travelling, moving, business trips	219.810	238.482
Service fee	3.615.825	3.473.334
System cost	8.360.247	4.509.983
Service contracts	3.800.346	3.199.045
Other expenses	1.067.576	884.058
	<u>21.834.870</u>	<u>16.447.584</u>

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2014	2013
	USD	USD
Corporate Income Tax	6.931.276	4.382.732
Deferred Corporate Income Tax (note 11)	0	1.100.619
Municipal Business Tax	2.091.003	1.311.952
Deferred Municipal Business Tax (note 11)	0	330.627
	<u>9.022.279</u>	<u>7.125.930</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2014	2013
	USD	USD
Net worth tax*	25.895	29.488
VAT	714.359	1.539.239
Other taxes	38.145	41.363
	<u>778.399</u>	<u>1.610.090</u>

*This represents minimum net worth tax due of EUR 21.400 (USD 25.895).

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2014, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association "Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg" (" AGDL ").

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions (" the Guarantee "). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction. No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2014 (and December 31, 2013), the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	537	0	0	0	537
Balances with the BCL	186.862.911	0	0	0	186.862.911
Loans and advances to credit institutions	1.481.577.409	635.981.900	0	0	2.117.559.309
Loans and advances to customers	626.640	0	0	0	626.640
Shares and other variable yield securities	0	0	0	15.101	15.101
Total	<u>1.669.067.497</u>	<u>635.981.900</u>	<u>0</u>	<u>15.101</u>	<u>2.305.064.498</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.150.186.003	0	0	0	1.150.186.003
Amounts owed to customers	1.044.062.326	0	0	0	1.044.062.326
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	597.989	0	0	0	597.989
Total	<u>2.194.846.318</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.194.846.318</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

As at December 31, 2013, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months ²² ₆₄ 1 year	²² ₆₄ > 1 year ²² ₆₄ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	564	0	0	0	564
Balances with the BCL	301.441.748	0	0	0	301.441.748
Loans and advances to credit institutions	2.054.331.814	422.000.000	0	0	2.476.331.814
Loans and advances to customers	1.123	0	0	0	1.123
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.416	3.416
Total	<u>2.355.775.249</u>	<u>422.000.000</u>	<u>0</u>	<u>3.416</u>	<u>2.777.778.665</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	841.603.737	0	0	0	841.603.737
Amounts owed to customers	1.826.491.962	0	0	0	1.826.491.962
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	659.342	0	0	0	659.342
Total	<u>2.668.755.041</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.668.755.041</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.315.371.712	19.508.000	0	0	1.334.879.712	17.385.860
Swaps	584.751.638	8.470.350	0	0	593.221.988	2.219.840
Total	<u>1.900.123.350</u>	<u>27.978.350</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.928.101.700</u>	<u>19.605.700</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.477.239.921	19.649.249	0	0	1.496.889.170	17.027.937
Swaps	278.714.687	0	0	0	278.714.687	1.929.860
Total	<u>1.755.954.608</u>	<u>19.649.249</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.775.603.857</u>	<u>18.957.797</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2014 and a value date after December 31, 2014.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

As at December 31, 2013, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months 1 year	²² ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.377.746.707	0	0	0	2.377.746.707	36.206.106
Swaps	305.460.353	6.889.750	0	0	312.350.103	1.988.280
Total	<u>2.683.207.060</u>	<u>6.889.750</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.690.096.810</u>	<u>38.194.386</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.418.760.790	0	0	0	2.418.760.790	36.344.488
Swaps	395.764.821	0	0	0	395.764.821	693.763
Total	<u>2.814.525.611</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.814.525.611</u>	<u>37.038.251</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2013 and a value date after December 31, 2013.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2014 Carrying amount in USD	2013 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	186.863.448	301.442.312
EU member countries	186.863.448	301.442.312
Loans and advances to credit institutions	2.117.559.309	2.476.331.814
EU member countries	173.637.181	343.710.530
North & Central America	771.353.251	1.171.519.975
Asia	1.168.315.602	955.164.323
Europe, non-EU member countries	2.670.673	4.698.921
Australia and New Zealand	1.582.602	1.238.065
Loans and advances to customers	626.640	1.123
EU member countries	181.251	0
Asia	0	0
North & Central America	445.389	1.123
Shares and other variable yield securities	15.101	3.416
North & Central America	12.101	0
EU member countries	3.000	3.416
Total	<u>2.305.064.498</u>	<u>2.777.778.665</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2014 Notional/ payable amount in USD	2014 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	530.258.219	1.647.715
America	788.394.261	23.077.972
Asia	16.227.232	215.698
Swaps		
EU member countries	593.221.988	1.689.360
Total	<u>1.928.101.700</u>	<u>26.630.745</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

As at December 31, 2013, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2013 Notional/ payable amount in USD	2013 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	964.798.775	12.853.476
America	1.412.947.932	42.417.807
Swaps		
EU member countries	312.350.103	1.022.356
Total	<u>2.690.096.810</u>	<u>56.293.639</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年4月28日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場（同日午後零時3分頃公表）の仲値（1米ドル＝109.75円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2015年６月30日現在

（単位：米ドル）

資産

米ドル

千円

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	519,439,178.00	57,008,450
1.2	売買目的で保有される金融資産	34,858,941.00	3,825,769
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	34,858,941.00	3,825,769
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	11,186,554.00	1,227,724
1.4.1	持分証券	11,186,554.00	1,227,724
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）	2,906,711,056.00	319,011,538
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	2,906,711,056.00	319,011,538
1.6	満期保有目的投資	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	1,535,715.00	168,545
1.9.1	有形固定資産	1,535,715.00	168,545
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	4,450,467.00	488,439
1.10.1	のれん		
1.10.99	その他の無形資産	4,450,467.00	488,439
1.12	税金資産	125,205.00	13,741
1.12.1	当期税金資産	125,205.00	13,741
1.12.2	繰延税金資産	0.00	0
1.13	その他の資産	26,301,732.00	2,886,615
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および処分グループ		
1.15	資産合計	3,504,608,848.00	384,630,821

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2015年6月30日現在

(単位:米ドル)

負債

		米ドル	千円
2.1	中央銀行からの預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	33,793,836.00	3,708,874
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	33,793,836.00	3,708,874
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書(短期間で買戻す予定の債券を含む)		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書(債券を含む)		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却原価で測定される金融負債	3,302,165,834.00	362,412,700
2.4.1	金融機関からの預金	1,529,647,118.00	167,878,771
2.4.2	金融機関以外からの預金	1,772,518,716.00	194,533,929
2.4.3	債務証書(債券を含む)		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	2,512,372.00	275,733
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務	2,512,372.00	275,733
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金		
2.9	税金負債	8,791,098.00	964,823
2.9.1	当期税金負債	8,791,098.00	964,823
2.9.2	繰延税金負債	0.00	0
2.10	その他の負債	13,032,619.00	1,430,330
2.11	要求払株式資本(例えば、組合株式)		
2.12	売却目的保有に分類される処分グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	3,360,295,759.00	368,792,460

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2015年６月30日現在

（単位：米ドル）

資本

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	4,073,697
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	4,073,697
3.1.2	請求済未払込資本		
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額：	2,710,210.00	297,446
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（有効部分）		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
3.4.6	売却可能金融資産	2,710,210.00	297,446
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および処分グループ	0.00	0
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金（利益剰余金を含む）	97,351,501.00	10,684,327
3.6	<自己株式>		
3.7	当期利益	7,133,409.00	782,892
3.8	<中間配当>		
3.10	資本合計	144,313,089.00	15,838,362
3.11	負債および資本合計	3,504,608,848.00	384,630,821

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2015年６月30日に終了した期間

（単位：米ドル）

		米ドル	千円
5.1	金融および営業収益および費用（＋／－）	34,029,531.00	3,734,741
5.2	利息収益	4,552,560.00	499,643
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	5,689.00	624
5.2.2	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）	1,872,091.00	205,462
5.2.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）	2,674,780.00	293,557
5.2.6	満期保有目的投資		
5.2.7	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	（支払利息）（－）	1,039,554.00	114,091
5.3.1	中央銀行からの預金	124,672.00	13,683
5.3.2	売買目的で保有される金融負債（区別して計上される場合）	5,262.00	578
5.3.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債		
5.3.4	償却原価で測定される金融負債	909,620.00	99,831
5.3.5	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用（－）		
5.5	受取配当（＋）	433,483.00	47,575
5.5.1	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）		
5.5.2	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	433,483.00	47,575
5.6	受取手数料（＋）	50,295,855.00	5,519,970
5.7	（支払手数料）（－）	22,178,453.00	2,434,085
5.8	純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益（損失）、純額（＋／－）	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産	0.00	0
5.8.2	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.8.3	満期保有目的投資		
5.8.4	償却原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）	2,156,603.00	236,687
5.9.1	エクイティ商品および関連するデリバティブ		
5.9.2	金利商品および関連するデリバティブ		
5.9.3	為替取引	2,156,603.00	236,687
5.9.4	信用リスク商品および関連するデリバティブ		
5.9.5	商品および関連するデリバティブ		
5.9.99	その他（ハイブリッド・デリバティブを含む）		
5.10	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.11	ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（＋／－）		
5.12	為替差額、純額（＋／－）		

米ドル

千円

		米ドル	千円
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識の中止に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.14	その他の営業収益（＋）	209,735.00	23,018
5.15	その他の営業費用（－）	400,698.00	43,977
5.16	一般管理費（－）	19,470,102.00	2,136,844
5.16.1	従業員費用（－）	8,271,884.00	907,839
5.16.2	一般管理費用（－）	11,198,218.00	1,229,004
5.17	減価償却（＋／－）	990,405.00	108,697
5.17.1	有形固定資産	180,115.00	19,768
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（のれんを除く）	810,290.00	88,929
5.18	引当金（＋／－）	2,512,372.00	275,733
5.19	減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1	純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産（値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却原価で測定されるローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却原価で測定される満期保有目的投資		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（＋／－）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	のれん		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	純損益で直ちに認識される負ののれん（＋）		
5.22	非継続事業の要件を満たさない売却目的保有に分類される非流動資産および処分グループからの損益（＋／－）	0.00	0
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	11,056,652.00	1,213,468
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	3,923,243.00	430,576
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	7,133,409.00	782,892
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	7,133,409.00	782,892

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線で示します。

表紙

<訂正前>

代表者の役職氏名 デプティ・マネージング・ディレクター 倉部 正士

<訂正後>

代表者の役職氏名 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み

(中略)

(注) 平成28年5月1日付で、エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイ(MUGC Lux Management S.A.)は、その名称をMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(MUFG Lux Management Company S.A.)に変更する。以下同じ。

(中略)

管理会社の概況

(中略)

(ハ) 資本金の額(平成28年1月末日現在)

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル(約45億円)

発行済株式総数 1,002,080株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(ニ) 会社の沿革

昭和49年4月11日 設立

平成18年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ(ルクセンブルグ)エス・エイに変更

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ(ルクセンブルグ)エス・エイからミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイに変更

(ホ) 大株主の状況

(後略)

<訂正後>

ファンドの仕組み

(中略)

(注)平成28年5月1日付で、副管理会社は、その名称をエムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイ(MUGC Lux Management S.A.)からMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(MUFG Lux Management Company S.A.)に変更した。以下同じ。

(中略)

管理会社の概況

(中略)

(ハ)資本金の額(平成28年4月末日現在)

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル(約41億円)

発行済株式総数 1,002,080株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(注)米ドルの円貨換算は、便宜上、平成28年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場(同日午後零時3分頃公表)の仲値(1米ドル=109.75円)による。

(ニ)会社の沿革

昭和49年4月11日 設立

平成18年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに変更

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更

平成28年5月1日 会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

(ホ)大株主の状況

(後略)

4 手数料及び税金

(5)課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

(A)日本

平成28年3月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(A)日本

平成28年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

５ 運用状況

（３）運用実績

<訂正前>

（前略）

純資産の推移

下記の会計年度末および平成28年１月末日前１年間ににおける各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円

（中略）

８月末日	44,712,710.56	5,404,425,325	0.011411	<u>1.3793</u>
------	---------------	---------------	----------	---------------

（中略）

10月末日	40,743,629.36	4,924,682,481	0.010467	<u>1.2652</u>
-------	---------------	---------------	----------	---------------

（後略）

<訂正後>

（前略）

純資産の推移

下記の会計年度末および平成28年１月末日前１年間ににおける各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円

（中略）

８月末日	44,712,710.56	5,404,425,325	0.011411	<u>1.3792</u>
------	---------------	---------------	----------	---------------

（中略）

10月末日	40,743,629.36	4,924,682,481	0.010467	<u>1.2651</u>
-------	---------------	---------------	----------	---------------

（後略）

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2014年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2014年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕

マーティン・フローネ、公認の監査人

パートナー

2015年3月13日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2014 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 13, 2015

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。